

# 令和5年塩尻市議会9月定例会

## 予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和5年9月15日（金） 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

### ○審査事項

議案第1号 令和4年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について

### ○出席委員

委員長	篠原 敏宏 君	副委員長	小野 芳幸 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	百瀬 友彦 君
委員	小松 勝子 君	委員	小口 直実 君
委員	石井 勉 君	委員	上條 元康 君
委員	山崎 油美子 君	委員	樋口 千代子 君
委員	青木 博文 君	委員	赤羽 誠治 君
委員	平間 正治 君	委員	小澤 彰一 君
委員	中野 重則 君	委員	青柳 充茂 君
委員	牧野 直樹 君	委員	中村 努 君

### ○欠席委員

なし

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

---

### ○議会事務局職員

事務局長	山崎 浩明 君	事務局次長	宮原 勝広 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	清沢 光晴 君

---

午前9時58分 開会

○委員長 おはようございます。昨日に引き続き、9月定例会予算決算常任委員会を再開いたします。本日の委員会は、全員出席をしております。

本日の審査日程について、副委員長から説明をいたします。

○副委員長 おはようございます。本日は、議案第1号令和4年度一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、歳出の5款労働費から9款消防費までを審査いたします。なお、1時間に1回程度の休憩を入れて審査を行います。以上です。よろしくお願いいたします。

○**委員長** ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、発言は委員長の指名を受けた者のみとし、必ずマイクを使用していただくようお願いいたします。説明及び質疑は区切って行います。その際、簡潔明瞭かつ一問一答方式によります質問答弁を心がけるようお願いいたします。説明者の入退出は適時自由に行っていたきたいと思います。

昨日に引き続き、歳出の説明を受けます。決算の説明は、事務諸経費などの形式的な支出の事業については、説明を省略して構いませんので、簡潔に説明をしていただくようお願いいたします。また、歳出の説明の際は、当該事業に関連する歳入も併せて説明していただくということで、昨日と同じです。なお、歳出に関連する歳入の説明及び質疑は、歳出に併せて行いますので、歳入全般での説明及び質疑は一般財源のみということになります。あらかじめ御留意いただきたいと思います。

---

### 議案第1号 令和4年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について

○**公共施設マネジメント課長補佐** 昨日、平間委員から御質問がありましたドローンの所持状況につきまして、4課で所有しているという答弁をいたしました。公共施設マネジメント課、農林課、デジタル戦略課の3課において所有登録されており、社会教育スポーツ課においては所有していませんでしたので訂正をさせていただきます。

○**委員長** よろしいですか、平間委員。それでは、訂正があったということです。

それでは、5款労働費の審査を行います。5款1項1目労政費、178 ページから5款1項2目のふれあいプラザ運営費、181 ページまでの説明を求めます。

○**産業政策課長** それでは、決算書の178、179 ページ、5款1項1目労政費の主な事業について説明をさせていただきます。備考欄の上から3つ目の白丸、労働者福祉対策事業の1つ目の黒ポツ、中小企業退職金共済掛金補助金312万9,000円余りにつきましては、中小企業の振興と従業員の福祉向上を図るため、中小企業者退職金共済金などの掛金を支払った事業主に対しまして掛金の一部を補助したものであり、令和4年度は116事業所549人分に対し補助をいたしました。

次の白丸、雇用対策事業につきましては、決算説明資料の63 ページも併せて御覧ください。決算書180、181 ページ、一番上の黒ポツ、就労定着支援事業負担金80万円は、新規就職者及び内定者向けの研修会や、松本公共職業安定所と連携したチャレンジ就職面接会などを実施し、面接会は4回開催し、延べ116名の参加がありました。また、高校の教職員を対象とした市内産業事情視察会を開催し、5校から教職員の参加があり、企業見学や情報の交換を行いました。

2つ目の白丸、U I J ターン促進事業の最初の黒ポツ、I T 事業者居住費補助金37万1,000円は、県のおためしナガノと連携した事業でありまして、I T 事業者が本市への本格的な移住や事業展開に向け、試行的に移住、創業を行う人に対し家賃の一部を補助するものであり、令和4年度は4事業者が補助金を活用し、そのうちの1事業者は、現在も市内を拠点に活動を行っております。その下の黒ポツ、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金220万円は、東京一極集中の是正を目指す県のU I J ターン支援事業と連携し、東京圏及び愛知県、大阪府から県の認定を受けた中小企業などに就職し、塩尻市内に5年以上定住する単身世帯または2人以上世帯に対し、それぞれ上限60万円、100万円の補助金を交付するものであり、令和4年度は単身世帯1件、2人以上世帯1件の移住実績がありました。なお、この事業につきましては、県のU I J ターン就業・創業移住支援事業補助

金が財源となっております。なお、その下の黒ポツ、前年度はU I J ターン就業・創業移住支援事業補助金県返還金 30 万円につきましては、補助金の交付要件であります5年以上市内に定住するという要件がありますが、それができなくなった者から、令和3年度に交付を受けました補助金 60 万円の返還があり、そのうち 30 万円は県の補助金であったため県に返還したものです。

その下の白丸、高齢者雇用対策事業の1つ目の黒ポツ、シルバー人材センター補助金 1,365 万 4,000 円は、塩尻地域シルバー人材センターの運営に係る補助金であり、塩尻市の負担分 1,191 万円余りと朝日村の負担金 174 万円余りを合わせて交付したものです。3月末現在の会員数は619人であり、令和4年度のシルバーの契約金額は、対前年比 101.7%の3億5,500万円余であり、コロナの影響が続く厳しい状況の中ではありましたが、わずかながら前年度を上回ることができました。私からの説明は以上となります。

○**先端産業振興室長** 私からは、決算書 181 ページ、中段白丸、塩尻型テレワークモデル確立・展開事業について御説明します。併せて決算説明資料 63 ページを御覧ください。こちらの事業につきましては、塩尻振興公社が主体となって展開するKADO事業への負担金が主な内容となり、財源としては地方創生推進交付金を充てております。令和4年度の主な取組内容としましては、KADOでより多くの方が就労できるように、テレワーカーの皆さんの人材育成と仕事の確保に向けた新顧客の開拓に取り組みました。さらに、ソーシャルビジネスとしての事業継続性を高めるため、生産性の向上やスタッフの育成、あと、他自治体との連携にも取り組んでまいりました。結果としまして、クライアント企業 53 社から3次元地図、高精細地図の作成やバックオフィス業務、また、塩尻市も含む自治体からも自治体DXの支援業務を受注し、年間で約3億4,000万円の業務受注となり、年間の就労したテレワーカーは389名となっております。私からの説明は以上です。

○**社会教育スポーツ課長** 続きまして、2目ふれあいプラザ運営費、備考欄2つ目の白丸、ふれあいプラザ運営事業につきましては、講座の開催、また、施設の運営に必要な経費を執行したものです。説明は以上となります。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**石井勉委員** それでは、お願いいたします。資料の 181 ページ、塩尻型テレワークモデル確立・展開事業についてですけれども、御説明の中で、ほかの自治体の事業も受けたというお話がありましたが、具体的にどの自治体か教えていただくことはできますでしょうか。

○**先端産業振興室長** お答えいたします。現在、テレワーカーの皆さんの拠点としても連携しております安曇野市から自治体関連の業務を受注しております。

○**石井勉委員** ありがとうございます。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**中村努委員** 今の関係になるのですが、大変多くの自治体から視察に来られていて、視察に来られる目的として、今言われた行政DXのシステムをやりたいというところも多ければ、自分の自治体で、この事業をやりたいというところも大変多いかと思いますが、その辺、どんな状況か教えてください。

○**先端産業振興室長** 委員の御質問のとおり、今、視察がKADO関連だけで週に二、三件来るような状況になっております。主な目的としまして、今の御指摘のとおりでして、行政DXを推進するための地域のデジタル人材を確保していきたいというお話と、就労のセーフティーネットとして、こういった時短就労で働けるKADOのような仕組みを自分たちの地域で展開したいという、そういう目的で来られております。特に最近増えてきているのが、首長自らが来られて、これを政策として展開していきたいので、そのためには何をすればいいのか

という、かなり具体的な手法を聞かれ始めています。

今、我々は総務省と組んで、このKADOの仕組みをほかの自治体にいかに広めていけるかというパッケージの政策をしております、そういったものも使って、より多くの自治体にこれからも広めていきたい。ただ、この事業、非常に我々も時間をかけてやってきた事業ですので、その点についてはノウハウとして、どんどん公開をしていきたいと考えております。

○中村努委員 分かりました。私たちも他市の議員との交流の中でこの話題は結構出てきていますので、また紹介したいと思います。

あともう1つ、このワーカーの登録者がひとり親の御家庭ですとか、あと、たしか障がい者も入っていたと思うのですが、今の登録者数677名とか実働の389名とありますけれども、障がい者の皆さんの状況というのはどうでしょうか。

○先端産業振興室長 今現在、実際に働いている方の傾向としましてお答えします。まず、女性が約9割になります。障がい者の方、特段、手帳の有無に関しては、こちらから積極的に調査をしていませんので自己申告になりますけれども、今の割合としては約5%。ただ、実際に健康上の理由で時短就労を選ばれている方はもっと多くの方がいらっしゃいますので、その数としては約2割となっております。

○中村努委員 受注している仕事の内容も様々だと思いますが、障がいの種別で向いている、向いていないというようなお考えはどうでしょうか。

○先端産業振興室長 今、我々が受注している業務として、実際に障がい者の方が就労しているケースもありますけれども、実際は身体障がいの方、あとは精神障がいの方、比率で言うと、精神障がいの方が多い状況であります。

○中村努委員 分かりました。障がい者の雇用についても、私たち、相談を受けることが結構あります。ぜひ福祉事業部とも連携をしながら情報を共有して、それぞれ情報提供ができるような体制にしていきたいと思っておりますので、要望といたします。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

なければ、ふれあいプラザ運営費までの質疑を終了いたします。

次に、6款農林水産業費の審査を行います。

○農業委員会事務局長 それでは、決算書の180、181ページ、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費から御説明いたします。決算額につきましては、5,137万5,103円です。備考欄の2番目の白丸、農業委員等活動費は、農業委員と農地利用最適化推進委員の活動に伴う経費です。

続きまして、182、183ページ、備考欄2つ目の白丸、農業委員会事務局諸経費です。主なものは、上から6番目ポツ、農地地図情報検索システム業務委託料です。これは、システム保守のほか、農地基本台帳の農地所有者の住民記録と固定資産の情報を毎年更新するため、業務委託しているものです。私からは以上です。

○農林課長 続いて、2目農業総務費の備考欄上から2つ目の白丸、農業総務事務費につきましては、農業振興協議会委員報酬10人分ほか事務諸経費となります。

続いて、184、185ページ、3目農業振興費、備考欄の最初の白丸、園芸産地基盤強化等促進事業につきましては、令和4年度も、高品質なレタス等、野菜の優良産地形成のため、また、野菜農家の農業経営安定のための資金的な支援を行いました。下から2つ目の黒丸、環境保全型農業直接支払事業補助金2件につきましては、化学

肥料、化学合成農薬を5割以上低減した上で、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農家に支援するものです。なお、本事業の財源につきましては、国の環境保全型農業直接支払交付金を活用し、補助率は4分の3で137万円余が充当されております。

次の白丸、畜産振興事業は、畜産振興に係る畜産農家のための補助金、また、家畜診療所の負担金などのほか、高ボッチ牧場の運営に係る経費です。なお、高ボッチ牧場は6月から10月までの5か月間開牧し、令和4年度の放牧頭数は20頭でありました。

次の白丸、有害鳥獣駆除対策事業につきましては、野生有害鳥獣駆除対策費となります。

次の白丸、ぶどうの郷づくり等推進事業につきましては、本市農業産出額の4割を占める果樹の生産振興を図るための事業となります。

次の白丸、中山間地域等直接支払事業は、生産条件が不利な中山間地域等における営農継続に対する国の補助事業で、財源といたしましては、国の中山間地域等直接支払交付金を活用し、国、県からそれぞれ3分の1ずつで、1,968万円余が充当されております。

次の農作物自給率向上事業につきましては、令和4年度も遊休荒廃農地再生を補助金で支援したほか、米の需給調整に係る交付金を支給しまして、穀物栽培農家の経営安定と生産力の確保を図り、米穀農家の経営維持に寄与しました。なお、財源につきましては、国の経営所得安定対策等推進事業補助金を活用し、補助率は10分の10で553万円余が充当されております。

続いて、186、187ページ、備考欄の最初の白丸、農業経営体育成支援事業では、令和4年度も農業人材の確保育成、新規就農者及び営農継続のための初期投資、または設備投資に対する支援、また、農作物加工所の維持管理などを行っております。なお、主な財源としましては、国の新規就農者育成総合対策事業補助金を活用しまして、補助率10分の10の1,309万円余が充当されております。

次の白丸、農業再生推進事業につきましては、塩尻ワイン大学の講師派遣など、運営に係る業務を委託するとともに、農作物輸出に向けた県の協議会への負担金を支出いたしました。塩尻ワイン大学につきましては、令和4年度は、アンバサダーコースとして県内外からの23人の第3期生が12回、延べ23日間のプログラムを受講しております。

次の白丸、農業公社運営事業であります。農業公社の事業運営に対して補助金を交付しております。農業公社の実績報告は、本定例会報告第11号にあるとおりです。

次の白丸、農作物流通促進事業では、令和4年度も農業に親しんでいただく契機となる市内8か所の市民農園の管理や消費者との交流食育活動などを行う農村助成団体など4団体を支援いたしました。

続いて、4目農村総合整備費の白丸、農業集落排水事業会計繰出金は、総務省の基準に従いまして、一般会計から農業集落排水事業会計へ繰り出したものになります。私からは一旦以上です。

**○農業委員会事務局長** 続きまして、5目農地流動化促進活動事業について御説明いたします。決算額につきましては、1,158万2,290円です。主なものは、備考欄1つ目の白丸、農地流動化促進事業の一番下の黒ポツ、中核農家等育成規模拡大事業奨励金です。この事業は、農業従事者の高齢化が進む中、耕作放棄地の発生防止を図りながら担い手農家を育成するため、農地の借り手農家に対しまして奨励金を交付して流動化を進め、農業の経営の安定化を図っているものです。私からは以上です。

**○農林課長** 続いて、188、189ページ、6目農地費の備考欄上から2つ目の白丸、土地改良事業につきましては、

令和4年度も、各地区や土地改良区からの要望に基づきまして、農業施設の補修や改修を行ったほか、地域における農業施設の適切な維持管理に対する支援として、国の多面的機能支払交付金事業補助金を交付しております。中ほどにあります黒丸、設計委託料121万円につきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業の小曾部地区や塩尻地区で地元要望に基づきまして水路改修を実施するための設計委託料で、財源につきましては、国50%、県14%の計64%の補助金が充当されております。そこから4つ下の農業農村基盤整備工事18か所につきましては、地元要望に基づきまして農業施設の工事を行ったもので、財源につきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金で、国、県合わせて64%、市単事業につきましては、受益者が特定される工事において10%の地元分担金を徴収し充当しております。それから、下から4つ目の黒丸、多面的機能支払交付金事業補助金につきましては、地域協働で行う農地維持活動や農業施設の長寿命化活動などの多面的機能を維持するための活動に対する国の補助制度でありまして、財源につきましては、国50%、県25%の計75%の補助金が充当されております。

次の白丸、減濁水対策施設維持管理事業は、JR塩嶺トンネル建設に伴う減濁水対策施設の維持管理経費で、令和4年度は電力使用料が1.7倍となりました。

続いて、190、191ページ、備考欄一番上の白丸、ため池耐震化事業につきましては、令和4年度から堤体耐震調査や対策工事が本格化したことに伴い、令和3年度決算額に比べて大幅増となっております。現在のため池堤体耐震の対応状況ですけれども、市内53か所のため池のうち、防災重点ため池が38か所、そのうち耐震性評価が済んだ池については17か所、また、そのうち安全が確認されたため池が11か所、危険と判断されたため池が6か所ありました。この6か所におきましても、計画的に改修や廃止の対応をしているところです。次に、一番上の黒丸、設計委託料は、四柱、平出泉の両ため池の堤体耐震調査解析業務委託料や、酒屋、竜神ため池の廃止に向けた実施設計業務委託料で、財源につきましては、国の農村地域防災減災事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業の補助金を充当しており、補助率は10分の10となっております。

次の白丸、国営県営農業農村基盤整備事業負担金事業につきましては、老朽化しました国営県営事業の今村堰地区、洗馬妙義地区の農業施設の更新を行うために負担金を支払ったものとなります。

続いて、次の白丸、土地改良事業（繰越）の設計委託料では、広丘堅石の太田井堰の降雨時の溢水被害解消のため、バイパス水路の測量設計業務委託などが主なものとなっております。

次の白丸、ため池耐震化事業（繰越）の設計委託料は、北小野、勝弦のチキリヤため池の廃止に向けた測量設計業務委託料となります。一番下の黒丸、ため池整備工事2か所は、チキリヤため池の廃止工事となります。財源につきましては、設計委託料、工事費ともに国の農業水路等長寿命化・防災減災事業の補助金を充当しており、補助率は10分の10となっております。

続いて、7目農村公園管理費の最初の白丸、農村公園管理諸経費につきましては、国の農村総合整備事業により整備された農業公園5か所の施設維持管理経費となります。

続いて、192、193ページ、8目土地改良施設維持管理適正化事業費の備考欄、最初の白丸、土地改良施設維持管理適正化事業は、減濁水対策の一環で整備された中継機場、揚水機場の更新工事に係る設計委託料、維持管理適正化事業負担金が主なものとなります。

次の白丸、土地改良施設維持管理適正化事業（繰越）の主なものは、勝弦揚水機場のポンプ設備の経年劣化に伴う更新工事に係るものとなります。財源につきましては、全国土地改良事業団体連合会から事業費の90%が交

付されますが、90%の内訳は、国 30%、県 30%、市が 30%となっており、市の 30%は5年間にわたって拠出金として積み立てられるため、実質的な補助率は60%となっております。

6款農林水産業費のうち、1項農業費までの説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、ここまでの質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○石井勉委員 それでは、お願いいたします。資料187ページ、農業経営体育成支援事業に関してですが、先ほどの御説明、あるいは決算説明資料の64ページにも成果として、新規就農者に対して経営開始資金を交付し、就農定着を図ることができましたという御説明がありました。素晴らしいことと思って聞いておりましたが、就農定着された方と移住との関連性が何かありましたら、お聞きできればと思います。

○農林課長 担当の係長より答弁申し上げます。

○農業振興係長 今回の御質問のところですけれども、令和4年度につきましては、移住の者はいらっしゃいません。

○石井勉委員 ありがとうございます。そうすると、新規就農された方というのは、皆さん地元の方ということになりますか。

○農業振興係長 そうです。地元の方で、親が農業をされていなかった人で新規就農される方もいらっしゃいますし、後継ということで就農される方もいらっしゃいます。

○石井勉委員 ありがとうございます。お話を聞いていると、それも素晴らしい成果ですし、開拓の一つの戦略的な取組として、移住促進と連携するお話があってもいいのかと思いますので、お考えいただけるようであれば拡大の策の一つとして進めていただければよろしいかと思えます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありましたら。

○平間正治委員 187ページですが、一番上の農地再生支援の補助金、まず、これについて内容と、補助金が5件で93万6,000円ですけれども、それぞれ違うのか、同額となっているのか、その点についてお聞きします。

○農林課長 係長より答弁いたします。

○農村整備係長 御質問の農地再生支援事業の補助金のところになりますけれども、こちらはワイン大学の委託費があるのですが、その中で対象とならない部分の講師の派遣料等を、こちらの再生ネットワーク負担金で見えています。

○平間正治委員 農地再生支援補助金でワイン大学の講師の費用を出すということですか。

○農村整備係長 大変失礼いたしました。

○委員長 答弁し直しということで、再度お願いいたします。

○農林課長 こちらの補助事業につきましては、遊休荒廃農地の解消のための補助金ということになります。補助率は2分の1、上限は10アール当たり8万円、遊休荒廃農地の解消のほか、石礫地の解消のための補助ということになっております。

○平間正治委員 それと一番下、規模拡大事業ということで、中核農家の育成をやっているのですが、これの件数について教えてください。

○農業委員会事務局長 係長より答弁させていただきます。

○農業委員会事務局係長 流動化の件数につきましては、後ほど、数を調べて御報告いたします。

○平間正治委員 農業が非常に大きな課題になっているわけで、積極的に取り組んでいけないと思うのですけれども、細かい数字はともかくとして、現時点で、これらを初めとした、いろいろな施策が本当に農業振興にどれぐらいのためになっているのか。それと、これを踏まえて将来どうしていくのかについて、部長の考えがあったらお答えいただきたいと思います。

○産業振興事業部長（農政・森林担当） これらの件につきましては、一昨年度から、人・農地プランというプランを作成しまして、こちらは、どの農地を誰が将来にわたって耕作していくかというものを計画的に張りつけていくものです。その中に、核となる農業者の皆さんを支援しながら、そういったところに、計画に乗っかっていただくような形で農業の継続を図っていく。そのために、農業後継者なり新規就農者の支援をしていくというのが農業全体の考え方です。

○平間正治委員 いろいろ取組をされていると思うのですが、現状を見ると、なかなか難しい問題ですから、そもそもが、効果があるのかどうかというのは、今の事業、御説明のあった人・農地プランについては、まだ時間が短いので、効果的なものも分かりにくいと思いますが、いずれにしても、長期に見たときには、もっと本腰を入れてやっついていかないと、塩尻市の農業も大変なことになってしまうと思うのです。今、これまでも話をしてきましたけれども、若手農業者の中にもいろいろな考え方を持った、いい新しい取組をしている人もいますし、グループもあります。あるいは、これからについては、大変難しい部分もあるかもしれないですけど、農業の法人化というのも大きな課題になってきているので、それらについて、ぜひ真剣に検討いただいて、新年度からの予算に反映していただきますように、これは要望しておきたいと思います。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 今のところの関連になりますが、中核農家等育成規模拡大奨励金で、決算説明資料で、耕作放棄地再生に向け農業委員自らそば栽培を行いましたとあるのですが、これは奨励金の目的に合致しているのですか。

○農業委員会事務局長 放棄地につきましては、委員自らが耕してそばを栽培して、ある程度、土地が安定した状態のときに、次の担い手の方にその農地を貸し出すというような形を取っておりますので、そのときは農地流動化再生事業で奨励金の対象になるということになりますので、そのようにさせていただいております。

○中村努委員 分かりました。事業の目的についてお聞きしたいのですけれども、奨励金を交付することによって流動化を促進するというのは分かるのですが、担い手の農家を増やしていくのが目的なのか、受けをする、経営面積拡大していくことが目的なのか、その辺はいかがですか。

○農業委員会事務局長 これにつきましては、1反歩当たり1万円の奨励金で、それほど金額的には多くないのですけれども、借りた場合は奨励金の対象になると、少しでも草刈りの燃料代になる、あるいはそういったアルバイトの方の賃金の足しになるというようなことで、担い手の発掘、あるいは新たに農地を新規に借りていただく、あるいは更新をしていただくための奨励金という形です。

○中村努委員 事業名からいうと、そういった事業を請け負ってくれる中核農家の数を増やしたいというように受け取るのですが、この成果の中には、拡大面積のことについては触れられているのですが、そういった受け手の農家は、この事業によってどのぐらい増えているかお聞かせください。

○農業委員会事務局長 この奨励金制度につきましては、3年以上の貸付期間のものに対して奨励金が出されることになっております。毎年、契約が3年の方もいれば、10年の方もいらっしゃいますし、最高では20年という方もいらっしゃいますので、単純に年度ごとに増減というものは、統計が取りづらいということですので、全



体を見る中では現状維持をしているのではないかとこのところでは。

○中村努委員 事業目的と内容というのはなかなかイメージが付きづらいのですが、こういった場所を請け負う農家の方が一定の方に頼りっきりというような話も聞いているのです。そういった方々を増やすということは、私は大事なことだと思うので、ぜひ、そういう目的を持った事業として、どうしていくのかということ考えたほうがよろしいのではないかとこのところでは思うのですが、その辺、部長はいかがですか。

○産業振興事業部長（農政・森林担当） 委員がおっしゃるとおりです。そういったことから、この事業におきましては、現在、農業を一生懸命やったださっている中核農家の皆さん、まさしく中核農家の皆さんに今後の遊休農地なり耕作者がなくなった農地をお願いしていくとともに、そういったことをやったださる新しい農家、中核農家の方も育てながら、事業を充実させていけたらと考えております。

○委員長 よろしいですか。

○赤羽誠治委員 189 ページ、土地改良事業をお願いします。市内の土地改良区というのは、現在、中信平土地改良区、大きいところを入れて4つぐらいありますか。その中で、189 ページの中段より下のところに、多面的機能支払交付金事業補助金8組織があります。改良区も含めて入ってはいるのですが、ここで圃場整備が完成になった、いわゆる田んぼや畑を維持していくという、そういう形でその交付金を使って農業者自らが農地を維持したりとか、あるいは、一部は業者をお願いしたりとかという形でやってきているのですが、もう既に30年以上たっているという。そういう農業施設が非常に老朽化してきていると。

特に水田の場合には、水路が非常に傷んできているのです。ここに設定委託料で、小曾部と塩尻地区の設定委託料、水路改修という形でありましたけれども、誰に聞いたらいいのか分からないのですが、部長なのか課長なのか、塩尻市の土地改良施設は今後どういう形でもって維持していくのか。この多面的機能支払交付金は、当然これでやっていくのですが、実際にこれでは足りないです。その場合にどういう形で維持をしていくのか。その辺のところを、考え方をお示しいただければと思います。

○農林課長 非常に難しい問題だと考えておりますが、これは経営体の育成、それから新規就農者の定着等も絡んでくると思うのですけれども、今、我々に残された手段というのはそんなに多くはないと思っております。ゆえに、着実に一人一人を就農につなげていくこと、それから農業経営体を着実に育成、それから新陳代謝を促していくこと、これが非常に肝要な事業になろうかと思っております。未来の将来像としては、現在、残されている農地、それから水路等、農業施設を維持管理できるだけの人員をこれからも維持していきたいという思いは持っておりますし、国も同様でありまして、決して手をこまねいているわけではなくて、人・農地プランですとか、今後、地域計画の策定等も法定で義務づけられるというような状況になってきております。こういった新規就農支援、あるいは多面的機能、あるいは中山間地域等の直接支払事業等を組み合わせて、総合的に農業、農村を支援していく、維持していくということになろうかと思っております。

○赤羽誠治委員 要するに、総体的にはそういうことだと思うのですが、現実問題として、既にもう土地改良施設が老朽化して、非常に困っているところがいっぱいあるのです。その部分について、そこを修理したり、あるいは改修していかなければ、今言ったすばらしい後継者や新規就農も現れてこないのです。その辺をどのように考えていくか。

一つとしては、提案したいのは、要するに土地改良された農業施設の長寿命化のために、やはりしっかりと市内のそういった施設を調査してもらいたい。そして、本当に多面的機能支払交付金だけではなくて、市も予算を

投入して直さなければ、農業、いわゆる水田にならない、農業ができないという、そういうところは、きちんと見極めていかなければと思うのですが、その辺、副市長はどうですか。

○副市長 すみません。私、不勉強なところもあるのですが、いずれにしても農業は、塩尻市の産業の中でも非常に重要な産業だと認識はしております。その持続可能のために様々な補助金だとか手当をやっているわけですが、施設に関して言いますと、市が顕然に負担すべきものと、受益者の方々の協力を要請しなければいけないものがあるかと思っておりますので、その辺、設計をきちんとした上で、一次産業としての農業の維持管理というか発展のために、市もできる限りのことは設計していきたいというように考えております。

○赤羽誠治委員 土地改良事業は受益者負担金、耕作者はきちんと負担金を、土地改良事業をやってもらっています。したがって、当然、耕作する農業者は一次受益者の負担金というのは理解できていますので、その辺、やはり早くやっていかないと、ずっとやって全部壊れてしまってから、どうするとなっても、なかなか予算もない、駄目だとなると、農地が全部荒れてしまうのです。なので、その辺のところは、きちんとした将来的な計画をつくっていけるような、そういった担当とか部署をつくっていただいて、やっていただければと思います。要望です。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかにありますか。

○小澤彰一委員 187 ページ、先ほどのことに戻りますけれども、流動化の場合、話を伺っていてよく分からなかったのですが、所有権を持っている方が不在な場合に荒れるわけです。お年を召してその場に住んでいる人は、貸すとか売るといった話が簡単にできてしまうのだけれども、その場になくなって、畑が遊休荒廃している場合、耕作放棄されている場合に、それをどうやって使うのかというような手続というのは、どのようにするのですか。

○農業委員会事務局長 所有者が市内にいらっしゃらない、県外等にいらっしゃる場合は、所有者の住所を調べまして、そちらに文書でお願いという形で発送しております。適正な農地の管理をお願いするというような形を取っております。また、利用権設定、貸し借りにつきましては、御要望があれば、こちらから県外の所有者の方に申請書をお送りしまして、郵送でのやりとりで貸し借りの手続をさせていただいております。

○小澤彰一委員 何年か耕作をしていると、耕作権というのが発生します。所有者の方というのは、そういうのを承知して貸すことになるのですか。

○農業委員会事務局長 今は耕作権というものは特にありませんので、利用権設定、あるいは農地法3条の申請で貸し借りをしております。今はほとんどが利用権設定で行っております。こちらは期間、例えば3年であれば3年が来ますと必ず返さなければいけないということになっております。決して、昔のように耕作権がそのまま継続して発生するというようなことはありません。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 先ほど平間委員や赤羽委員からも、農業のことをもっと力を入れてやるべきではないかということ言われていました。私も洗馬地区、特に農業が盛んなものですから、大変新規就農者が少ない中で、どんどん高齢化をして、農業をやる人が、果たしてこの10年後、どうになってしまうのかという心配を常にしているわけです。先ほど、187 ページの新規就農者に対する補助が10件となっておりますが、これは昨年度新規就農者が10人いたということではないですね。これは何年か継続した事業だと思うので、昨年、新規就農した、この何年間かの新規就農者、補助金をもらっている新規就農者の数が分かればお願いしたいと思います。

それと、新規就農者に力を入れるのと、それから中核農家の育成ということで、何人か外国人も含めて、いわゆる人を使ってとか、法人的な経営をしている農家の育成をして、そこへ何町歩という形で土地を集約してきている。こういった部分を中心に力を入れてやっていかないといけないと私も思っているのですが、その辺、新規就農は幾つか、この事業で機械の導入とかいろいろやってはいるのですけれども、取りあえず、新規就農者の数の関係、年度ごとに分かっただけならお願いします。

○農林課長 新規就農者の数につきましては、令和になってから、令和元年が4人、令和2年が7人、令和3年が8人、令和4年度、昨年度が7人という形で推移をしてきておりまして、この内訳を見ますと、令和4年度の7人のうち、45歳未満が3人と、45歳以上が4人という内訳でして、大体、延べで7人ぐらいの推移というように見られると思います。

○古畑秀夫委員 いわゆる農家の後継で、親がやっていて、そこへ後継で入る部分もいると思うので、そういった部分へもぜひ力を入れたりして、何とか就農者育成に力を入れていただきたいと思います。

もう1つ、農家は、やはり勤め人と違って、いわゆる安定した収入が得られないということが1つ、なかなか農家へ入っていかないという、そういうことが考えられるわけでありまして。そういう意味では、収入保険というような形で国も始めてはきていますが、決算説明資料の中では、加入者が11.5%というような形で、市もかなり補助金を出してやってはいるのですが、なかなか加入率が増加していかないということですが、この辺の原因についてはどのように考えていますか。

○農林課長 加入率がなかなか向上しない原因といたしましては、1つ考えられるのは、青色申告が条件になっているものでありまして、青色申告をしている農家がたくさんいらっしゃる地域と、そうではない地域の濃淡がはっきりとしております。それから野菜価格安定制度も併存しておりますし、それから果樹共済制度も併存しております。そういったことから、収入保険に恐らく政府は一本化を図る予定でいたとは思いますが、なかなか一本化も進まずというような状況であろうかと思っております。

いずれにいたしましても、農業経営は個々の農家がそれぞれ経営計画を立てる中で、保険についても、あるいは共済についても加入を検討されるというように思います。そこに、強くJAの意向というのも働くのではないかと見ておりまして、そのあたりから、最善の選択を農家としてはされているのだけれども、現状としては、こういった状況であるというように見ております。

○古畑秀夫委員 もう少し続けていいですか。たしか、国等の収入保険、今言った青色申告の関係とか、いろいろ制度の関わりの中でということですので、この辺のところをもう少し、収入保険に加入しやすいように、また、収入保険に入っていてよかったような形にならないと、何か入っていてもあまり意味ないみたいなものは、ただ収入保険を掛けるだけみたいなことで、この辺も制度を改善してもらうように、ぜひ機会があるごとに要望していただきたいと思います。

それから、もう1つ。本会議の中でも出ましたけれども、鳥獣被害の関係で、せっかく作ったものがみんな鳥獣にやられてしまって、農家をやるのは嫌というような可能性があるのです。特に桔梗ヶ原で、結構高いブドウを作っているのですが、シャインマスカットをはじめ、いろいろ値段のいいのを、袋をかけてあっても、袋の上からみんなカラスがつついて、食べて落としてしまうというようなことを聞いております。カラスの檻は、捕った数が大分減って、293羽ということで、一昨年より139羽減っているのですが、檻は4か所と聞いたのですが、これは十分機能しているのかどうか。あれは、なかなか生きたカラスを檻の中で飼って、そしておびき寄せるみ

たいな形で、檻を維持していくというのなかなか大変なようですが、これはきちんと維持できているのか。4か所の部分、もう一回、お聞きしたいと思います。

○**農林課長** カラス檻につきましては、現在、片丘に2か所、それから宗賀に1か所、洗馬に1か所という状況で設置をされております。また、カラス小屋の管理員として1名、毎日水替え、餌やり等で回っていただいていると、そんな状況です。私の経験上から言いますと、カラス檻もカラスの好き好きで、いろいろ好みがあるようで、木で造った檻については、非常に捕獲の成績がいいというような状況、それから比較的きれいに管理しているカラス檻についてはカラスも入りやすいという特徴があります。

過去、カラスの檻の管理をしていた職員がその辺をずっと研究をして、このようにしたらいいというような話は過去に聞いていたのですけれども、こちらもよかれと思って設置した場所でなかなか入らないというようなこともあったり、いろいろ難しい側面はあります。いずれにいたしましても、成績を上げている檻について、重点的に、こちら捕獲の成績を伸ばすよう、また工夫検討していきたいと思っております。

○**古畑秀夫委員** よろしくお願ひします。

○**委員長** ほかにありますか。

○**副委員長** 185 ページの今の鳥獣の件なのですが、説明のところに捕獲数は載っているのですが、捕獲されている地域ごとの内訳みたいな資料はありますか。

○**農林課長** 少し時間をいただきたいと思ひます。後ほど御答弁申し上げます。

○**副委員長** それと、またそれに絡んで、この資料を見ますと、予算のところでは730万円ぐらいの予算がついているところで、成果の被害額のところは42万円ぐらいなのです。それで、以前も定例会の中で、このぐらいの被害のところ、これだけのお金をかけていいものなのかという形で、行政側もしゅん巡るところがあるような答弁があったのです。このときに、最初に聞きたいのは、被害額というのは、対策をしたところで出た被害額なのか、それとも、いろいろな住民から連絡があつて、大体トータルでこの被害額なのか、どちらなのです。そこが分からなくて質問させてもらっています。

○**農林課長** 被害額につきましては、それぞれの品目、野菜ですとか果樹ですとか、そういった品目の収穫物に対する被害、あるいは、農業施設に対する被害といったものを大体の形で積算したものということになります。

それから、費用対効果が非常に悪いという御指摘もありましたけれども、有害鳥獣の駆除については、農家に非常にモチベーションの低下を招くという点で大きな実害があります。私どもとしては、農家が意欲を持って、積極的に営農活動に取り組んでいただけるように支援をさせていただきたいわけですがけれども、大体、野生鳥獣の被害というのは、最後の最後の成果物、収穫するということになって起こることが非常に多いものですから、意欲低下につながるということが非常に怖いわけです。

そういったメンタルの部分のダメージをなるべく低減するために、私どもとしては協議会も設置して、一緒に国の補助金などを受けながら補助事業を実施しておりますし、あるいは、周辺の市村等とも連携しまして、広域鳥獣対策協議会みたいなものも設置して取り組んでおります。国の事業を入れるために設置をしたりしているわけですがけれども、猟友会ともタッグを組んで、あるいは最新のICTの機器なども投入しながら、スマート農業の一端として、この有害鳥獣の駆除対策には今後も引き続き力を入れてやってまいりたいと考えております。

○**副委員長** ありがとうございます。このときに、やってもらうという姿勢が確認できただけでも、私の地区としては非常にありがたくて。この被害額はどのぐらいになるのかと聞いたとき、あと、場所の広さとかを聞いた

ときに、必ず出てくるのが裏の山という形です。農作物の被害のほかには人的な、そういうプレッシャーというか、小上がり、上がるところに、実は昨年、私も裏のところに鹿が走り回っていたのですけれども。

そんなこともあって、住民の安全という形でも、ここの予算のところには基本的にはないものですから、ぜひ、今の回答みたいに、被害額の数字というのはこのようになって出てしまうのですけれども、このぐらいの予算のところ、安全という面も含めて、ぜひ継続してもらいたいと思います。

○委員長 要望でよろしいですか。

○副委員長 要望で構わないです。

あともう1点なのですが、ここのところ、少し生臭い話なのですが、この猿とかニホンジカ、イノシシ、カラスと出てくるのですが、捕獲した後、どうされるのですか。処理する業者とかに会って、たまに捕まえた後、困るという話も聞くものですから、その辺、教えてください。

○農林課長 詳しくは申し上げますが、市有林の奥山に埋め立てるところがありまして、そちらで処理しております。

○副委員長 分かりました。結構です。ありがとうございました。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 191 ページのため池の関係ですけれども、ため池の耐震の調査をして、今までもため池の廃止が進んだりしてきていますし、これからも耐震のないところは廃止に向けてというようなことですが。

一方で、信濃川で、長野で何年か前ですか、千曲川が決壊して、私も現地を見に行ってきたのですが、大変なことでした。4キロぐらい離れているJRの赤沼の車両基地で、新幹線の車両、10編成ぐらい水浸しになってしまったり、リンゴから家から、もうそこらじゅう、本当大きな被害が出たところをずっと回って見てきました。できる限り水を一気に川へ流さないで、池でためておくみたいなことで、いろいろ考えている。

いわゆる全体を見て、塩尻市の部分だけではなくて、そういう部分で、ため池をどんどん廃止するということが果たしていいのかどうかというのが心配になるのです。塩尻市の市民の安全のことを考えれば、いらないものは廃止したらいいというのは分からないわけではないのですが、その辺、国とか県とかはどのような方針になっているのか、お聞きしたいと思います。

○農林課長 国では、度重なる災害を受けて、堤体の耐震性の診断を急ぎ執り行うように指示が出されておりますし、その中で危険と判断されたため池については、計画的に改善を図るようという指導がなされています。そういった中で、私どもも、令和3年度まで堤体耐震調査に主に時間をかけまして、昨年度から、それを堤体耐震工事に移行させていくという段階に移行したというような状況であります。ため池については、水を他から持ってくるような場合には、当然、地元や農家の皆様と調整を行いまして、その水利を使っていたくようにお話しし、廃止という結論に至るケースがほとんどでありまして、市の独断で廃止を決めるということはありません。ですので、今後も、危険なため池については地元との検討を一緒に行いながら、慎重に判断してまいりたいと考えております。

○古畑秀夫委員 先ほど言いました流域治水というか、そういう考え方も加味しながら、対応していただきたいと思います。

続いていいですか。沓沢湖の関係ですが、沓沢湖も先ほど言いましたように、東日本大震災で須賀川ダムが決壊をして多くの人が亡くなったと、そういう中で、先ほど言ったため池の耐震化が始まったわけです。沓沢湖は

廃止という形ですが、まだ水はほとんど、今日も質問するに当たって見に行ってきたのですが、本当に広いという感じながら見てきたのですが、周りももうどんどん木が大きくなったり、大変な状況になっていました。

地元でも、沓沢湖運営委員会というものが残っておりまして、その皆さんや区長たちで周辺の草刈りなど整備をしているわけですが、大変でやりきれないということです。もともとため池というのは、いまだに塩尻市のものではないわけでありまして、この辺の管理の関係を持ち主のところと協議をして、きちんと管理していただくようなことを、ぜひお願いしたいということ。

もう1つ、廃止に向けて、沓沢湖の堤体を10メートルほど下げるとかということが計画されているようですが、この辺の進捗状況はどうなっているか、現状についてお聞きします。

○**農林課長** 沓沢湖につきましては、松本市奈良井川土地改良区がこれまでもずっと管理をしてくれておりまして、ため池自体は、実はまだ廃止には至っていないという状況の中で、何とか堤体耐震の調査の結果があまりよくないので、10メートルぐらい削ってもらえないかというような交渉をこれまでも行ってきた経過があります。なかなか松本市奈良井川土地改良区との調整がうまくいかないというような状況の中で、土地改良区への指導権を持っている県の松本地域振興局の農地整備課にお願いをいたしまして、現在、そちらで2つ、3つプランを作ってください、それを具体的な数字をもって松本市奈良井川土地改良区と交渉をしていただくというような、そんな流れになっている状況であります。

つい先頃、8月にも地域振興局の農地整備課と農林課との会談を行い、そのあたりの情報共有を行い、また、今後の進め方について協議をしながら、どうしていったらいいのかという検討をしているところです。管理については、非常に地元の皆様にも御迷惑をおかけしていると思いますので、草刈り等、また奈良井川土地改良区、あるいは県とも調整しながら、何とか実施していただけないかというような話も、またしていきたいと思っております。

○**古畑秀夫委員** よろしくお願ひします。

○**委員長** ほかによろしいですか。

それでは、ここまでの質疑を終了します。ここで、休憩を10分間取りたいと思います。11時20分から再開いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時19分 再開

○**委員長** それでは、休憩を解いて再開をいたします。

次に、6款2項1目林業総務費、192ページから6款2項3目造林費、195ページまでの説明を求めます。

○**農林課長** それでは続きまして、2項林業費1目林業総務費、上から2つ目の白丸、林業被害対策費につきましては、松くい虫対策が主なものとなります。下から2つ目の黒丸、森林づくり推進支援金事業委託料の松くい虫枯損木処理業務委託料105件4,223万円余であります。本事業の財源といたしましては、国や県から交付される森林病虫害等防除補助金や森林づくり推進支援金事業補助金を活用しており、530万円余が充当されております。その下の松くい虫侵入防止緩衝帯整備委託料2件2,731万円余であります。面的な被害拡大防止を図るため、過去の被害状況から侵入経路を特定し、アカマツを皆伐し、樹種転換を図る整備を実施したものです。本事業の財源としましては、国、県から交付される信州の森林づくり事業補助金を活用しております。補助率は10

分の7以内、746万円余が令和5年度歳入として交付されております。なお、本市の松くい虫被害防止の基本対策は、1つ目として伐倒駆除、2つ目として緩衝帯整備、3つ目として薬剤補助が三本柱となります。被害覚知本数が過去最高の771本となった令和4年度におきましては、伐倒駆除では、処理本数は檜川地区を除く市内全域で555本、また、緩衝帯整備事業では、主に旧沓沢湖周辺において2ヘクタール、薬剤補助では20件の実績となっております。

次の白丸、林業総務事務諸経費は、市内2校、片丘小学校と洗馬小学校が取り組んでおります緑の少年団の育成活動補助金、ほか事務諸経費となります。

次の白丸、木質バイオマス地域循環システム形成事業は、信州F・POWERプロジェクトの推進を図るための諸経費で、主なものは一番下の黒丸、放射能測定器保守点検等委託料。こちらにつきましては、地元要望や環境保全協定に基づいて設置した放射能測定器の保守点検委託料となります。

続いて、194、195ページ、2目治山林道費の備考欄、最初の白丸、治山林道事業では、令和4年度におきましても主要林道の改良や橋梁の補修、山地災害防止のための治山工事、また、地元要望に基づく林道、作業道の維持補修等を進めまして、生産活動の維持と林業振興を図りました。こちらの事業で、平成26年度から取り組んでまいりました林道片丘線、片丘南部線の改良工事は、令和4年度をもって完了しております。下から3つ目の黒丸、林道改良工事2,563万円は、林道片丘線の曲線改良や水路改修、また、林道小曾部線の橋梁の補修に係る工事費となります。本事業の財源といたしましては、地方創生道整備推進交付金を活用しておりまして、補助率は、国が10分の50、県が100分の1となっており、先ほどの小曾部橋梁補修工事では213万円、林道改良では1,088万円がそれぞれ充当されております。

次の白丸、治山林業事業（繰越）632万円余では、令和3年度の繰越し事業であります林道桑崎線の橋梁補修工事に継続して取り組んだものとなります。なお、本事業の財源にしましては、国の地方創生道整備推進交付金322万円が充当されております。

続いて、3目造林費、最初の白丸、森林再生林業振興事業につきましては、森林機能の維持増進を図り、森林再生林業振興を図るための事業費で、主なものといたしましては下から6つ目の黒丸、市有林施業委託料1,139万円余ですが、高ボッチ周辺にあります市有林約5.5ヘクタールにおいて森林経営計画に基づく搬出間伐、また、作業道の開設を実施したものです。市有林施業委託料の財源としましては、森林造成事業補助金を活用しておりまして、補助率は標準経費の10分の7で、288万円余が充当されております。2つ飛んで下の黒丸、森林適正管理事業委託料1,087万円余ですが、自然災害等に伴う被害を未然に防止するため、ライフラインや家屋等に近接する林縁部の森林整備を行うもので、令和4年度は、平出区及び元町区の2か所、延べ4.8ヘクタールの倒木、危険木の皆伐施業を行いました。なお、本事業は全額森林環境譲与税を財源としております。その下の黒丸、森林整備補助金9,462万円余ではありますが、市内森林整備の促進を図るため、森林経営計画等に基づき施業を行う林業事業者や森林所有者による整備活動に対し経費の補助を行うもので、令和4年度は、約140ヘクタールの森林整備に対しまして補助を行っております。特に、令和4年度に補助金交付要綱を改正いたしまして、松くい虫被害、森林の樹種転換に係る経費を補助メニューに追加したことによりまして、14ヘクタールのアカマツ林において、民間事業者による緩衝帯整備が実施されました。なお、本事業の一部は、森林環境譲与税を財源としております。

次の白丸、森林活用推進事業につきましては、森林の持つ多面的機能の維持増進を目指しまして、森林整備の

促進や森林資源利活用の促進を図るもので、市森林公社への負担金が主なものとなります。森林公社の実績報告は本定例会報告第13号にあるとおりです。

次の白丸、木質バイオマス活用促進事業につきましては、地球温暖化対策の推進と身近な森林資源の有効活用を図るため、薪ストーブやペレットストーブなどの購入設置費の一部について補助金を交付するものとなります。令和4年度の実績は備考欄に記載のとおりで、前年よりペレットストーブが5件増、ペレットストーブ燃料は11件増と、申請件数は前年度に比べ2割増となっております。

6款農林水産業費のうち2項林業費までの説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**中村努委員** 195ページの木質バイオマス関係のことですが、本会議での小澤委員の質問で、バイオマスへの搬入材が間伐材と一般材に拡大されたというくだりがあったかと思うのですが、一般材についてどのようなものが対象になるのか、もう一度確認をさせてください。

○**農林課長** 担当の係長より答弁申し上げます。

○**林業振興係長** 御質問いただきました一般材、議会でも御答弁をさせていただきましたけれども、受け入れられる、現在、発電用として使用できるものにつきましては、地元との環境協定、これは事業者と地元と塩尻市の3者で提供しているものですが、こちらで制限をかけているものでして、この中で一般材というものに関しても、当初は予定をしていなかったものを拡大した。その一般材の内容ですけれども、あくまでも森林由来の樹木、立木でして、経営計画等によらない主伐材、要は皆伐材です。そういった、いわゆる間伐以外の手法で切られた木、切り方を別にして森林から切り出される木については全て受け入れ可能です。

これまでは、少なくとも経営計画を受理されたところから切り出された木か間伐で切られた木しか駄目だったところを、そういったものを全て取り払って、いずれにしても森林から切り出される木については全て受け入れ可という拡大をさせていただいたものです。

○**中村努委員** 森林か森林でないかという線引きは、そういう地目で区別するという理解ですか。

○**林業振興係長** 今申し上げました森林か森林でないかというのは、小澤委員からも本会議で御質問いただいたとおり、いわゆる林班図と言われる森林整備計画の中で、林班が振られているところがいわゆる森林と、いわゆる林務関係のものの中では森林という。地目は関係なしに、要は、そこが、林班図が振られているところかどうかということが、森林であるか森林でないかの線引きとなります。要は、そういうところは、伐採届を出した上で伐採をしないと、森林法でこれが決められているのですけれども、森林法に定義をされた森林、これがいわゆる森林というような。要は、切るときには必ず伐採届を出さなければならない土地にある樹木という解釈になります。

○**中村努委員** 例えば、山間地に行くと、どこまでが私有地か山なのかは区別がつかなくて、いわゆる里山と言われているようなところ、そこも、そういった森林に該当するかそうでないかという違いはあるわけですか。

○**林業振興係長** こちらも林班図というものと見比べてみて、その枠の中に入っているかどうか、こちらで判断を実際にはさせていただいております。それによって、伐採届の提出が必要であるか否かということも、実際の業務としては、その林班図というもので判断をさせていただいております。

○**中村努委員** 分かりました。それと、林班図の中にある樹木で、防災上、その中にある沢の支障木ですとか、そういった整備をする場合があるかと思えます。さっき、どこかの事業でそれもやるということになっていまし



たが、それも伐採届を出せば一般材として活用できるという理解でいいですか。

○**林業振興係長** そのような御理解で結構かと思います。

○**中村努委員** 分かりました。

○**委員長** ほかにありますか。

○**小澤彰一委員** 今の一般材、私も理解が不足しているところがあって説明でよく分かったのですが、もし皆伐をしたとしても、それが市場に出たときのC材、D材という縛りはまだかかっているのですか。

○**林業振興係長** 今、C材D材というお話があったのですが、これというのは、結局、使う側がどういふふうにするかによって、明らかにもう立っている木によって決められているわけではなくて、これが製材用に使えとなれば、それはA材になりB材になります。要は、砕いてチップにして製紙用だとか燃料用にしか使えないというのが、結果としてC材になる。そして、いわゆる根株だとか枝、枝条そういったものがD材というように一般的に言われていまして、それというのは、あらかじめ決まったわけではなくて、あくまでも流通の中で、幾らC材と言っても、いやいやB材で使えると言う人がいればそれはB材になりますし、結局、市場流通の中で分けられていくものです。

○**小澤彰一委員** ですから、持ち主が、切ったときに片っ端から全部燃料材として使っていくのではなく、A材、B材を使った後のC材、D材と認識したものを燃料材として使うという意味ですか。

○**農林課係長** そのとおりです。AB材、用材と燃料材の買取価格は全く違うものですので、損していても全部燃料材であれば、それはその方の御判断ですし、やはり高く売れるもの、用材として良い木というのはそれなりの値段がつきますし、それは切る方、出される方の御判断、自分の収入として戻ってくる話ですので、御判断いただく話かと思っております。

○**委員長** よろしいですか。

○**小口直実委員** 白丸の森林再生林業振興事業の下から3番目の黒ポツの森林適正管理事業委託料ですが、平出という地名が出てきたと思いますが、平出のどこの事業でしょうか。

○**農林課長** 担当の係長から御答弁申し上げます。

○**林業振興係長** 漠然とした箇所になってしまうのですが、平出遺跡公園のおおむね西側の山裾際になります。

○**小口直実委員** そうすると、平出の泉の上というか博物館の下の辺りで今やっているのですが、そこではないですか。それで、何でそのことを質問したかという、実は、その下の集落のところ非常に困っているという声を、私、直接聞いたものですから。どういう声かという、トラックがかなりのスピードで細い道をどんどん行き来する。小さい子どもたちが結構いるところなので、ものすごく気をつけてもらいたいとか、注意してもらいたいということなのだけれど、そういうことは、市でその業者といろいろ安全性ということについては、相談してやっているのでしょうか。

○**農林課長** 当然、工事によって事故が起きてはいけませんので、そういった危険性が危惧されるような場合には、業者への指導を行いたいと思っておりますので、もし今後そのような事態、状況をお聞きしたようであれば農林課に連絡いただければと思います。

○**小口直実委員** 分かりました。また、そういうことも工事をやっている周りの家に周知していただければと思います。要望です。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 今の同じところですが、森林適正化管理事業で、2年ほど前、各区へ支障木といったものを上げてもらいたいということで、かなりの数が上がっていると思うのですが、進捗状況をお聞きしたいと思います。その上がってきている要望は何年ぐらいでできるのか、ここはやらないというようなどころもあるのか、その辺を含めてお聞きしたいと思います。

○農林課長 担当の係長より御答弁申し上げます。

○林業振興係長 今の適正化管理事業で、委員おっしゃられるように、2年前、それぞれ区長に地元要望を上げていただきまして、そのときに、昨年でしたか、たしか議会答弁もさせていただきまして、件数等も御報告させていただいたかと記憶しています。その手持ちが今ないので、全て何件あってということはこの場では申し上げられないのですけれども、いずれにいたしましても、延べ30件近くの御要望があったと記憶をしています。

その中には今回御要望にありましたとおり、住居のところにも木が覆いかぶさっているところだとか、子どもたちが通る通学路が危ないだとか、もう既に倒れて何回かガードレールを壊している実績あるだとか、そういうところを全て現場確認させていただく中で、我々の中で優先順位をつけながら、事業に取り組みさせていただいております。

昨年度、当然、予算にも限りのある事業ですので、当面、危険性が高いと判断させていただいた2か所について、施業を実施させていただいたところと、今年度、今現在、動かしているところもありまして、今後、発注もさせていただく予定としているところを含めまして、おおむね3か所ぐらいは対応ができるのではないかと考えておりまして、進めています。来年度のものにつきましては、これから実施計画でありますとか予算が控えていますので、またその中で審査、査定される話です。ただ、中には民家にあるような木を1本切ってくれだとか、竹やぶが邪魔だから切ってくれだとか、中には、これは我々が意図しているものではないというような、あまりにもそういったライフラインだとか、市民の安心安全というところを重点に置いた事業ですので、ただ単にそういったやってくれたらいいなみたいな、そういった要望も中にはあります。そういったものは、やるやらないは別といたしまして、おのずと優先順位を下げさせていただくような形で事業精査をさせていただく中で対応させていただく、こんな方針でおります。

○古畑秀夫委員 先ほどのバイオマス発電の一般材との関係の中で、山ではない道路の端にとか、今言った畑にあって、これが通学やいろいろに邪魔になるようなものは対象外に、今の話だとなる可能性があるということで、こういういわゆる一般材、さっきのですと、森林から切り出された材でなければ、バイオマス発電では受け取らないというのはなぜ受け取らないのか。例えば、川にもアカシアなど、いっぱい大きいのがあって、それを切って出そうと思うと、それはバイオマスのところへ持っていくのは駄目ということですよ。そのいけないという理由は、何なのかを聞きたいと思います。

○農林課長 1つ言えるのは、FITの制度に乗せるためということがあろうかと思います。詳細については係長のほうから御答弁申し上げます。

○林業振興係長 こちらにつきましては、今課長申し上げましたとおり、当然、間伐材等由来のバイオマスというものは高値で、今の単価で32円です。1キロワット時当たり32円で、一般木質バイオマス由来の電気については24円ということで、まずもって使う燃料の種別によって、当然、最終的には発電所の売上げに影響してくる。業者としては、やはり高い燃料を使って高い電気をつくって高い価格で売りたいというところは、1つ事業者の

意識としてあります。

この使える材につきましては、冒頭申し上げましたとおり、地元区と協定を結ばせていただきまして進めている信州F・POWERプロジェクト時代からそうですけれども、平成24年から、最初は何でもかんでも燃やされるのではないかと、いわゆるごみ処理施設を持ってこようとしているのではないかとということから始まりました。

そうした中で、事業者を交える中で、そうではない、あくまでこれは森林再生の目的の手法の1つとしてのプロジェクトなのだという御説明をする中で、だったら何でもかんでも燃やしていいという理屈にはならないでしょうという、そこが一番のスタート地点です。そうした中で、おのずとその目的に資する燃料を使っていくのが当然ではないかという、至極もつともな御意見でして、そういった地元の意見も時間をかけてお聞きをして調整を図る中で、今のそういった決まりというか協定の内容が出来上っているという、その中で事業展開をしているという現状です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 たしかFITの材の区別は、間伐由来と一般材とで、その下に解体材というような区別だったと思うのです。今の一般材の中には、多分今約束しているものよりも、概念としてはたくさんあると思うのです。ただ、地元との協議で、その中で区別をしているという、そういう理解ですか。

○農林課長 委員お見込みのとおりです。

○中村努委員 そういうことで理解しました。

あともう1つ、別の問題で、松くい虫について、これは先日、総務産業常任委員会で林業センターに行って大変勉強させていただきました。私なりに思ったことは、県の方針としても、塩尻市でだんだん松くい虫被害が南下していくというような中で、塩尻市で何とか食い止めたいというお話がありました。

それで、どういうふうにしていったらいいかということで、まず方針として、その地域で残したい松林はどこかということをしっかり決めて、それについては樹幹注入、あるいは緩衝帯の整備を集中的にやっていって、それ以外のところの松については、伐期が来ているものはどんどん主伐をしていく。そして、樹種転換を図っていくということが望まれるというお話を聞いてきました。なので、この松くい虫対策を、まず守るべき場所を決めたり、それから、ほかのところの主伐の計画というのを、市なのか森林公社なのか分かりませんが、そこでやっていく必要があると感じましたけども、その辺はいかがでしょうか。

○農林課長 もう既に洗馬地区等で、マツタケを収穫されている方々の団体から、何とかならないかといった要望を受けているところです。私ども、その谷々でまだ入っているところ、入っていないところというのを区別ができます。まだ入っていないところにつきましては、残すべきエリアはどこなのかという協議を今後させていただいて、残さなければならない松については、樹幹注入材を積極的に投与するなどして、向こう7年ぐらいの予防を行うとともに、当面発生しているエリアについては、早期伐倒駆除を行うというような方針でエリア分けをしていきたいと考えております。御助言ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○小澤彰一委員 今の関連で、松くい虫に関して、林業総合センターの技師の方に説明を受けた中で、私、誤解していたことが1件あった。松本で菅谷市長時代に空中散布を行った。それで住民から大分反対運動が起こって、私も、ネオニコチノイド系の殺虫剤というのは非常に人体に悪影響を及ぼすということで、私も賛成というのか

同感していたのですけれども。

実は、空中散布だとか燻蒸伐倒だとか、あるいは皆伐樹種転換という、この3つをそろえてやっていかないといけないのだと。それが非常に有効で効果が出ているのだということで、松くい虫からマツ材線虫がどのようにして木を枯らして広がっていくのかということを知って非常に納得したのです。この決算書の20件の予防事業の中の32万4,000円余というのは、これは空中散布なのか樹幹注入なのか。これは薬剤に関するものですね。これは多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

○農林課長 こちらの補助事業は、樹幹注入材に主に使われているものです。補助率は2分の1の補助で、不確かではありますけれど、庭木が主だった記憶があります。

○小澤彰一委員 一定程度、やはり樹木のでっぺんのほうから侵入してくると伺いました。だから、ある程度ピンポイントで木のところに空中散布をした上で、ほかの手立ても取っていくということも必要なのではないかと。専門家の御意見を伺って、予算の中でぜひ反映させていただきたいと思いました。これは要望として上げておきます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○農業委員会事務局長 先ほど平間委員より御質問のありました6款1項5目農地流動化促進事業の奨励金の対象件数です。こちらについてお答え申し上げます。対象件数は162件です。

○委員長 よろしいですか。

○農林課長 先ほど小野委員から御質問のありました有害鳥獣の地域別の発生状況について、係長から御答弁申し上げます。

○林業振興係長 先ほど副委員長からいただきました地区別の捕獲頭数ということです。今お調べをさせていただきまして、主な個体で申し上げさせていただきます。鹿が、塩尻東地区で91頭、片丘地区で82頭、洗馬地区で13頭、宗賀で8頭、北小野で5頭、檜川で18頭、あと獲れたところが所在不明というのが15頭あります。

次が猿です。猿が、塩尻東地区で5匹、洗馬地区が6匹、宗賀地区が9匹、檜川が36匹、北小野はゼロです。

イノシシですが、塩尻東が6頭、片丘1頭、洗馬23頭、宗賀19頭、北小野3頭、檜川9頭ということで、それぞれの個体によりまして、それぞれ地区ごとで本当にばらばらという形です。

○委員長 これに対してよろしいですか。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

なければ、3目造林費までの質疑をここで終了いたします。

次に7款商工費ですが、時間が中途半端になりますので、若干早いですが昼食休憩を取りたいと思います。午後1時10分再開ということでよろしく申し上げます。

午前11時53分 休憩

午後1時08分 再開

○委員長 それでは、若干早いですが、休憩を解いて再開いたします。

7款商工費の審査に入ります。7款1項1目商工総務費、196ページから7款1項5目観光費、207ページまでの説明を求めます。

○産業政策課長 それでは、決算書 196、197 ページ、7 款 1 項 1 目商工総務費の主な事業につきまして説明させていただきます。2 つ目の白丸、商工総務事務諸経費の 1 つ目の黒ボツ、商工業振興審議会委員報酬 3 万 6,000 円余につきましては、市設置の審議会開催に伴う 11 人分の報酬です。

続きまして、2 目商工振興費の最初の白丸、地域企業経営革新プロジェクト推進事業につきましては、決算説明資料の 68 ページも併せて御覧ください。3 つ下の黒ボツ、中小企業人材支援事業委託料 250 万 8,000 円につきましては、市内中小企業の各経営者が抱える様々な課題に対し、伴走支援しながら洗い出しを行い解決できる人材や事業体とマッチングさせたもので、計 6 社の課題解決に取り組みました。なお、この事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が財源となっております。その 3 つ下の黒ボツ、商工業振興対策事業負担金 892 万 4,000 円余は、新型コロナウイルス感染症が長期化する状況の中、市内中小企業において、不況時にも耐え得る経営基盤の強化、安定化を図ることを目的に、次の事業を塩尻市振興公社や塩尻商工会議所を通じて実施したものです。

1 つ目としまして、新製品の開発や新技術の研究を行う費用の一部を補助する創造的技術開発事業（研究開発支援事業）に 3 件の 301 万 5,000 円余、2 つ目としまして、新技術研究などのため公的試験場等を利用した場合の経費の一部を補助する創造的技術開発事業（試験場利用促進事業）に 3 件の 11 万 4,000 円余、3 つ目としまして、市内企業の競争力向上を図るため、販路開拓や人材採用、生産性向上などで社内のデジタル化の推進を図る取組とし、費用の一部を補助する中小企業デジタル化促進事業に 10 件の 250 万 4,000 円余、4 つ目としまして、自社製品や技術力を紹介するために、展示会などに出展した場合の経費の一部を補助する受発注支援事業補助金に 28 件の 329 万円余を補助しております。なお、これらの事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が財源となっております。

一番下の黒ボツ、経営革新コーディネート等負担金 194 万 7,000 円余につきましては、将来を見据えた新たな事業分野への進出などを後押しするため、経営者に対するセミナーや講演会などの開催、製造業の社員の技術力向上のため、塩尻市振興公社のコーディネーターを講師とした S I P モノづくり塾の開催、企業の経営基盤の強化や経営革新を促すため、産業支援機関、振興公社や銀行などが推薦する専門家の利用に係る費用の一部を助成する経営革新コーディネート事業を実施いたしました。なお、この事業につきましては、国の地方創生推進交付金が財源となっています。

198、199 ページ、最初の白丸、中小企業融資あっせん事業につきましては、決算説明資料の 68 ページも併せて御覧ください。中小企業融資あっせん事業 25 億 3,400 万円余につきましては、コロナ禍で苦しい経営が続く事業者に対する資金繰り支援のため、低利で従来資金の借換えを可能とした新たな融資制度を継続するとともに、少しでも事業者の負担軽減となるよう、前年に引き続き利子に対する補助を行い、事業者支援を図りました。実績としましては、令和 4 年度に利用された市制度融資は 79 件、貸付金額 5 億 1,000 万円余、県の制度融資につきましては 70 件、貸付金額は 8 億 4,000 万円余となり、合わせまして 149 件、貸付総額 13 億 5,500 万円余となっております。また、融資あっせん保証料補給金につきましては 149 件に対し 3,532 万円余、融資あっせん利子補給金は、令和 4 年 1 月から 12 月までに利子を返済しました 940 件に対し 7,343 万円余を支援いたしました。融資あっせん資金預託金につきましては、6 金融機関に対し 24 億 2,563 万円を預託したものです。なお、市の制度融資の残債額につきましては、3 月末時点で約 89 億円となっており、令和 3 年度末の約 104 億円に比ばまして約 15 億円、14%減となっているものの、コロナ禍で経営が厳しい事業者の事業継続に引き続き寄与したものと考え

ております。

3つ下の白丸、企業立地促進事業の最初の黒ポツ、用地取得費8,855万円余は、塩尻市土地開発公社が負担して整備した今泉南テクノヒルズ産業団地内7区画3万8,300平米余の事業用定期借地の用地費及び工場の新設や拡張により不足する企業の従業員が利用する2,400平米余の駐車場用地費を、土地開発公社に支払ったものです。なお、昨年、このうち7番区画を有限会社丸山化成に売却し、その売却代金のうち7,089万8,000円余を別途、塩尻市土地開発公社に支払っております。

その下の白丸、商業地活性化事業の2つ目の黒ポツ、商店街活性化事業負担金270万8,000円余につきましては、中業企業団体やまちづくり会社などが実施する商店街の空き店舗改修や改修後の賃借料に対する補助であり、令和4年度は1件の空き店舗改修及び7件の賃借料に対し補助したものです。その下の黒ポツ、大門駐車場設備改修負担金5,896万円は、老朽化しております設備改修などを令和元年度から計画的に行うための負担金でありまして、令和4年度は、消火設備の更新のほか、大門駐車場の床板のデッキプレートの一部で腐食を確認したため、腐食が進んでおります2階から6階の建物中央付近、複数箇所を中心に緊急的な改修を行ったものです。

3つ下の白丸、起業家育成事業の黒ポツ、高校生起業家育成事業委託料199万9,000円余つきましては、高校生を対象に起業への関心を高めてもらい、将来のキャリア選択の幅を広げてもらうことを目的に、セミナーやワークショップなどを開催する事業を振興公社のスナバに委託したものです。令和4年度は、提携校2校の235人の生徒に対し起業家による講演等を開催したほか、中期プログラムでは、ここで集まった8名の参加者、学生が自ら課題を抽出し、解決のための考えやアドバイスを、スナバメンバーと約5か月間にわたりまとめ上げ、2月の発表会では、会場のほかライブ配信も実施しております。なお、この事業につきましては、国の地方創生推進交付金が財源となっております。

次の白丸、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援事業は、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、市内事業者の経営環境の悪化が懸念されたことから、市内経済の活性化と経営基盤の下支えを目的とした事業をその都度実施したものです。最初の黒ポツ、プレミアム付商品券事業負担金4億3,000万円余及びその下の黒ポツ、プレミアム付商品券事務費負担金2,200万円につきましては、プレミアム率30%、発行総額約18億6,750万円の市民向けしおじり元気応援券のプレミアム分の負担金及び商品券やポスターの印刷代などの事務費です。なお、この商品券事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進臨時交付金が財源となっております。

その下の黒ポツ、第6波対応中小事業者等緊急支援金事業負担金1,067万9,000円と、200、201ページ、上から3つ目の白丸、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援事業（繰越）5,361万4,000円につきましては、同一事業ですのでまとめて説明させていただきます。この事業は、新型コロナウイルス感染症の第6波の影響を受け、売上げが減少した市内の中小事業者等を支援するため、対象期間内に売上げが30%以上減少した市内の中小事業者を対象に上限10万円を支給したものであり、令和4年度分は633件に支給しました。この事業は、令和4年2月14日から4月28日まで申請期間がありまして、最終的には942件の支給実績となっております。なお、この財源につきましては、県の第6波対応事業者支援交付金が財源となっております。私からの説明は以上となります。

○先端産業振興室長 私からは、決算書199ページ下段の備考欄白丸、シビックイノベーション推進事業について御説明します。決算説明資料68ページを併せて御覧ください。こちらにつきましては、塩尻市振興公社が運営

するシビックイノベーション拠点スナバにおいてメンバーとして活動する社会起業家や新規事業にチャレンジする地域事業者を対象とした事業となります。塩尻市振興公社職員と地域おこし隊3名が中核となりまして、スナバメンバーのハンズオン支援、コミュニティ形成、資金調達支援等を行っており、それらの事業費に対する負担金を支出しております。令和4年度においては、特に資金調達支援に注力しまして、社会企業領域における新たな資金調達の手法である社会的インパクト投資というものを加速するために、社会起業家の事業計画、資金計画の作成支援や社会起業家と社会投資家のマッチング等行っております。事業の成果としましては、スナバのメンバー114名となりまして、地域における社会起業家のコミュニティとしては異例の規模となっております。また、個人事業主や法人の開業・設立が5件、メンバーの移住も19件となるなど、地域活性化の効果も発現しております。また、決算書201ページの上段にあります黒ポツ、新規ビジネスモデルチャレンジ支援事業補助金につきましては、市内事業者を対象として、新規事業にチャレンジする資金支援を目的としまして実施しております。令和4年度は3件の応募があり、うち1件を採択しております。

続きまして、同じく決算書201ページの最初の白丸、塩尻型Ma a S構築事業について御説明申し上げます。決算説明資料の69ページも併せて御覧ください。こちらの事業につきましては、大きく2つの要素がありまして、1つは自動運転サービスの実装に向けた実証実験、もう1つが地域公共交通の利便性向上に向けたMa a Sアプリ、ダッシュボード構築となります。なお、こちらの事業の財源としましては、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業補助金、補助率10分の10となります。それと、地方創生推進交付金、補助率2分の1を充当しております。

こちらの事業内容につきまして、決算説明資料にも書かせていただきましたとおり、まず自動運転につきましては、昨年の11月から今年の1月の間、自動運転レベル2のEVバス型自動運転車両を用いた技術実証及び一般公道等における試乗会を行っております。なお、運行におきましては、アイサンテクノロジー、ティアフォーといった都市部の民間協賛との連携に加えまして、令和4年度より、KADOワーカー、アルピコ交通のドライバーに自動運転車両の運行に関わる技術移転を行いまして、地域人材による運行体制の構築にもチャレンジしております。一般公道での試乗会には、周辺住民の方を中心に274名に御試乗いただき、また、市内小学校、高校と連携しまして、自動運転を題材とした教育も実施しております。特に昨年、桔梗小学校で実施した自動運転につきましては、校庭で自動運転車両を走行させ、全校生徒の半数に当たる約300名の生徒が試乗し、その後、GIGAスクールのタブレットを活用した動画撮影・編集だったり、自動運転をテーマとした授業も行っております。

次に、Ma a Sアプリ、ダッシュボードにつきましては、オンデマンドバスのるーとを核にしまして、定時制路線バスだったり、鉄道等の複数の交通手段を組み合わせることで検索利用可能なMa a Sアプリのプロトタイプを構築したほか、データに基づく施策推進をするため、塩尻市内の交通データなど、計10種類のデータを取得しまして、可視化分析を行うダッシュボードというものを構築しております。

続きまして、白丸、(仮称)地域DXセンター整備事業について御説明申し上げます。その下にあります繰越分についても併せて御説明いたします。決算説明資料69ページの下段を併せて御覧ください。こちらにつきましては、ウイングロードビル2階の一部区画にシェアオフィス、コワーキングスペース、交流スペースの機能を備えた地域DXセンターcore塩尻を整備し、施設運営に必要な構想策定や参画プレイヤーの選定・誘致等を行っております。なお、整備を含めた実施主体は塩尻市振興公社となりまして、整備費及び事業費については、負担金を支出しております。その財源としまして、地方創生拠点整備交付金、デジタル田園都市国家構想交付金、地

方創生推進交付金を活用しております。core塩尻のコンセプトは、最先端の技術を活用し、まちに変革を起こし続ける場所と定めまして、事業創出、人材育成、地域へのインパクト、デジタル基盤構築等を包含するロードマップを策定し、そのプロトタイプ事業として、昨年度は、移動販売実証事業やデジタル人材の育成事業等を実施しております。私からの説明は以上となります。

○産業政策課長 続きまして、3目木曾漆器振興費の白丸、木曾漆器振興事業につきましては、決算説明資料の70ページも併せて御覧ください。8つ目下の黒ポツ、設計委託料42万9,000円につきましては、令和2年度に実施しました地場産業振興センターの改修工事の発注設計書につきまして、物価高騰などに伴う単価の見直しを行った業務の費用です。その下の黒ポツ、監理委託料259万6,000円は、令和4年度に実施しました地場産業振興センター改修工事と道の駅のトイレ改築工事に伴う設計事務所に委託した工事監理費用です。5つ下の黒ポツ、地場産センター等改修工事8,416万1,000円につきましては、施設の老朽化に伴い、くらしの工芸館及び道の駅木曾ならかわの屋外トイレの改修工事を行ったものです。くらしの工芸館は、特に劣化が激しい国道側の外壁のサイディング化と店舗部分の屋根改修、雨漏り等がありましたので、そちらの部分の改修工事を行いまして、美観と耐候性の向上に努めました。また、屋外トイレの改築工事では、国道からトイレ位置が分かりやすいよう配置するとともに、新たに駐車場を11台分確保することで、来店者の利便性、快適性の向上を図りました。

6つ下の黒ポツ、伝統工芸木曾漆器後継者育成事業負担金216万円は、伝統工芸木曾漆器の製造技術などの保存、伝承及び後継者の育成を図るため、市内において漆器製造業を営む企業などに就業し、その技術を習得しようとする者に対し奨励金を支給しているもので、令和4年度は3名の方に支給しました。また、雇用の初期投資も小規模事業者には重荷となるため、令和4年度から事業者に対しても、新たに雇用した就業者を漆芸学院に通わせた場合支援することとしており、令和4年度は3社に支給いたしました。4つ下の黒ポツ、経営アドバイザー業務負担金600万円につきましては、コロナ禍により地場産センターの経営が一層厳しい状況となり、今後の安定的かつ自立した経営が必須であるため、店舗の現場マネジメントを含めた経営改善を実行するための負担金です。令和4年度は、長野県観光機構による伴走支援の最終年度と位置づけ、課題解決に向けて分科会を設け、次年度以降の自走を目指しながら、年間のMD計画やステークホルダーのソリューション発掘、中庭を中心としたにぎわい創出などに取り組み、コロナ禍の影響の緩和と相まって、来館者及び売上げの増加を達成することができました。私からの説明は以上となります。

○観光課長 続きまして、4目地域ブランド推進事業費になります。決算書202、203ページ、決算説明資料71、72ページになります。上から2番上の白丸、地域産品ブランド化事業のうち4番目の黒ポツ、ワインブランド推進事業負担金150万円は、令和2年、3年と2年続けて中止となり、令和4年度は新しい生活様式の下で開催した塩尻ワイナリーフェスタの経費です。その下の黒ポツ、地域ブランド推進活動負担金625万円余は、首都圏で塩尻ワインをPRする各種イベントの開催に加え、新たな取組として、信毎メディアガーデンで開催したアウトドアワインフェストなど、プロモーション活動の経費です。私からは以上です。

○先端産業振興室長 決算書203ページの備考欄白丸、関係人口創出事業について御説明申し上げます。決算説明資料の72ページを併せて御覧ください。こちらの事業につきましては、スナバをフィールドとしまして、本市の地域課題へ関わりたい方々のコミュニティ形成を関係人口として目指し、地域おこし協力隊2名とNPO法人MEGURUへの業務委託によって事業を展開しております。実施内容としましては、地域課題、課題を抱えるテーマオーナーの発掘から始めまして、交流人口の方々を対象とした課題解決メンバーの募集、課題解決プログ



ラムに向けた仕様書作成、課題解決プログラムの展開等を行って、参加した延べ人数としては500名を超えた参加人数をいただいております。説明は以上となります。

**○観光課長** 続きまして、次の白丸、官民連携地域活性化事業、黒ポツ、官民連携地域活性化事業負担金2,000万円ですが、アフターコロナの再始動期に向けて、地域資源の掘り起こしや磨き上げを通して、新たな付加価値の創造を行うとともにその魅力を全国に発信し、本市に対する興味関心を高めるため、奈良井宿を舞台に魅力発信事業、DINING OUT等を実施した経費です。この事業の主な財源として、地方創生推進交付金が充当されています。

次に、5目観光費、決算説明資料は73ページになります。決算書202、203ページの中ほどの白丸、観光総務事務諸経費のうち、一番下の黒ポツ、Wi-Fiアクセスポイント使用料116万円余は、市内16か所に設置されているWi-Fiアクセスポイントの年間使用料です。

次の白丸、観光振興事業のうち、上から6番目の黒ポツ、地域活性化企業人委託料100万円と205ページ、一番上の黒ポツ、地域活性化企業人活動負担金554万円余は、地域おこし協力隊の企業版のようなイメージで、民間企業の社員を市町村で受け入れ、専門分野の知見を生かして地域創生につなげていく制度で、令和3年度からJTBの社員が観光協会に在籍派遣している年間経費となります。なお、こちらの経費は、特別交付税措置をされております。決算書203ページ、下から3番目の黒ポツ、観光協会運営補助金6,511万円余は、塩尻市観光協会への事業委託負担金等で、観光協会職員人件費のほか、塩尻駅前観光センターや奈良井宿観光案内所、奈良井駅管理運営費、高ボッチ草競馬代替イベント、ぶどうまつりなどの観光イベント等の負担金や新型コロナウイルス感染症対策観光支援事業等の経費です。

次に、205ページの最初の白丸、観光施設整備事業は、観光施設の維持管理に係る経費です。下から5番目の黒ポツ、観光施設整備工事244万円余は、令和4年度、3件の工事を実施いたしました。

次の白丸、広域観光推進事業は、近隣自治体等と連携しながら、塩尻市の魅力を効果的に発信、誘客するため、加盟する各協議会等への負担金です。

決算書206、207ページを御覧ください。白丸、観光施設整備事業（繰越）につきましては、高ボッチ高原第2駐車場に設置してありますトイレの改修工事に係る経費です。令和3年度に発注、着工いたしましたが、ウッドショックによる原材料不足により、工期を令和4年5月31日に延長して行ったものです。

7款商工費については以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○委員長** それでは、7款商工費について質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

**○中村努委員** 201ページの塩尻型Ma a S構築事業で、自動運転を桔梗小で行ったということですが、内容については、ただ乗っていただけなのか、何かそこで学習のようなことがあったのか、いかがでしょうか。

**○先端産業振興室長** こちらにつきましては、まず、桔梗小学校の校庭で自動運転車両を完全自動で走らせるところから始めまして、4年生、5年生、6年生に試乗をいただきましたが、ただ乗るだけではなくて、今GIGAスクールで各生徒がタブレット端末をお持ちなのですけれども、それを使って、乗った様子だとか走っている様子を全て動画として撮影をし、さらに編集をして、例えば、当日休んでいる友達だったり、親御さんに見せるということをやっています。その後、学校の先生と協力しまして、授業で自動運転を題材とした、例えばディベートの授業で、自動運転車両は本当に塩尻市に必要なのかどうなのか、これを使って何ができるのかという意見交換も含めてやっております。さらに、今回試乗いただいた生徒を含めてアンケートを全部収集しまして、自動

運転車両に子どもの立場で期待すること、どんな未来社会が欲しいのかということも聞いて、その結果を全て、一緒に連携してくれた企業にも共有して、次の事業につなげるということをやっております。

○中村努委員 分かりました。小学生にとっては非常に魅力的なことではないかと思います。企業にデータを提供するというところはここで終わりなのか。これはぜひ市内全小学生にも体験してもらいたいような感じがするのですが、その辺の計画等はいかがでしょうか。

○先端産業振興室長 昨年実施しました桔梗小の授業の様子を、ほかの先生たちも、学校の皆さんもお話を聞いた上で、今、市内の各小中学校から、うちでもできないかというお話をいただいております。校庭を走らせるというのは、地図の作成から含めて、なかなかコストがかかるものですので、これから今年度、20日の補正予算の際にも、自動運転の実証実験の計画を改めて御説明しますけれども、その中で子どもたちが乗れる機会をこれからつくって、また、その結果を企業にも共有し、あと、国も子どもたちが自動運転に乗ることに非常に期待値を持っていますので、そんなものを使って、塩尻市の自動運転の実証実験を進めてまいりたいと思っております。

○中村努委員 ぜひよろしくをお願いします。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○小松勝子委員 地域商品ブランド化のところなのですが、塩尻のワイナリーフェスタはすごく評判がよくて、県外からも大勢のお客様が見えたということでお話を伺いました。その反面、地元にも楽しみにしていた方が大勢いらしたのですが、なかなかチケットが地元の分まで回ってこなかったということで、何人かからお声をいただいて、何か地元枠みたいなものを、今後つくっていただくことはできないのでしょうかというお話をいただきました。その点はいかがでしょうか。

○観光課長 現在、ワイナリーフェスタのチケット販売につきましては、全国一斉に申込みをして、先着順という形になっております。一般販売と、あとは旅行会社の商品につけて販売するのとありますけれども、やはり御指摘のとおり、地元地域、市内の方でもチケットが取れないという現象は起きております。こちら辺のところを、また実行委員会の組織がありますので、そちらのほうで検討して進めてまいりたいと思っております。

○小松勝子委員 ありがとうございます。よろしくお願いたします。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○平間正治委員 203ページの上から3つ目の白丸、関係人口創出事業の説明の中で、地域の課題を拾い出して、その解決に向けての云々というお話があったと思うのですが、市内でもいろいろ課題はあるかと思うのですが、どういう範囲の課題だったのか、具体的に解決策というようなものが導き出されてきているのかどうかということについてお伺いします。

○先端産業振興室長 まず、課題につきまして5テーマ、ここで出しております。1つ目がワイン関連。日本のワインファンを増やすためにデジタルサービスということで、こちらに関しては、地元の民間企業が主体となった課題となります。2つ目、塩尻の地域資源を活用した、地域に愛されるスポーツイベントの企画ができないかという話。3点目、子育てとベビーシッターというテーマの課題です。4点目、これは塩尻だけの課題ではないのですが、売木村と都市をつなぐための新しい拠点づくりの課題をここで議論できないかという話。5点目、こちらも塩尻市のテーマではなくて、長和町のテーマになるのですが、地域課題を共に遊びへ変換するためのクリエイティブ拠点の開設ができないか。

それぞれにつきまして、関係人口の皆さんに関わっていただいて議論を続けてまいりました。ただ、実行可能性のある提案が出てきたものと、まだまだ引き続き検討しなければいけないものと、まだまだ分かれてはいるのですが、今回の目的に関しましては、課題解決自体もちろん目的ではあるのですが、その課題解決の途中の経過、例えばワークショップをやったりイベントをやることで、塩尻市だったり、この地域との関係性をつくっていただくということを目的としております。ですので、課題解決に最終的に至るような提案になることを我々も望んでいるのですが、まず今回に関しては、関係人口の方に多く関わっていただいた、そこで成果を満たしております。

**○平間正治委員** それなりにこの事業を進められていると思うのですが、要は、これが、市民の人たちにどういことが行われて、どういう成果につながっているのか分からないのです、はっきり言って。それを一つの課題解決方法として、丸投げして、客観的に見て塩尻にはどういう課題があるからどうしようという提案をもらったりとか、今、少しテーマを与えているようですが、市が一番抱えている課題というのは、市が一番よく分かっていると思うのです。だから、具体的にそれを出して、これを解決するためにはどうしたらいいかということ具体的に投げかける方法もあると思うのです。そういうものをきちんとして、市民の皆さんにも知らしめて、こういう改善策をいただいていますとか、それに従って市ではどういうふうに取り組んでいきますというものを、もっと具体的に、せっかくやっていることですから、市民の皆さんにもよく理解していただけるような、そういう取組もぜひお願いをしたいと思います。これは要望でいいです。

**○委員長** 要望でよろしいですか。

**○平間正治委員** 何かお考えがあったら。

**○先端産業振興室長** ありがとうございます。委員から御指摘いただきました点は、我々もすごく重要視しております。ただ、スナバ自体に一般市民の方がなかなか行く機会もないというのが現状です。それにつきましては、これから、ウイングロード2階に整備をしました地域DXセンターcore塩尻を用いて、市民の皆さんに、そういった課題解決のプログラムを知っていただく機会もつくっていきたくて考えております。

**○平間正治委員** そういった方向に進めていただけるということですが、core塩尻自体のことも、何かいい施設できたよという程度で、よく分かっていないのです。よく承知はされていない部分がありますので、core塩尻のPRというか、仕事の内容も含めて周知を図っていただきたいと思います。

**○委員長** ほかにありますか。

**○副委員長** 203ページの観光総務事務諸経費のところの一番下の黒ポツ、Wi-Fiアクセスポイント使用料というのがあるのですが、これは、塩尻フリーWi-Fiのサービスの件なのでしょうか、それとも、いろいろなところに観光スポットがあるのですが、そこのところのサービスの関係の経費なのでしょうか。

**○観光課長** こちらのアクセスポイントにつきましては、観光防災拠点の関係、国の補助金を使って、当時、テレビ松本が事業主体となって整備したものでして、塩尻Wi-FiとID等は同じです。以前整備したものになりますけれども、特に観光地を主にということで整備しておりまして、奈良井に10か所、漆器館、あとは平出2か所、駅前センター、レザンホールと中央スポーツ公園と、主に観光地に特化しながら、災害時に避難所になり得る場所の主なところということでこちらを整備しております。

**○副委員長** ありがとうございます。この間の一般質問でもあったのですが、最初は国の補助で設置することはいいのですが、その後の使用料、要するに、ずっとそのサービスを続ける維持費というのは市のほうが受

け持つというシステムになっているのでしょうか。

○**観光課長** こちらの備考欄にありますように、あくまでも使用料ということになりますので、市はテレビ松本が整備した機器に対する使用料を支払っているということになります。

○**副委員長** 基本的には、最初のところの初期費用は国からの補助を使うのですけれども、この使用料というのは、電気料はここに入っていないのですけれども、レンタルでもリースでもこうやって設置してもらった機器に関しては、ずっとこういった形で、どのアクセスポイントに関しても入るという認識でよろしいですか。

○**観光課長** そのとおりです。使用料ということでお支払いをしていくということです。

○**副委員長** ありがとうございました。

○**委員長** ほかにありますか。

○**赤羽誠治委員** 203 ページの観光協会運営補助金の関係なのですが、この補助金のことではなくて、観光協会が観光センターの運営をされていると思います。その運営状況がどうなっているのか、分かりましたらお願いしたいと思います。

○**観光課長** 現在、観光協会は職員 16 名ということで、観光センターのほうには 6 人体制で職員を配置しております。売店を含めて、通常 3 人でシフトをして回しております。売店のほうも、仕入れ担当からいろいろ工夫をこらして販売をしていたり、メインは観光案内の窓口業務ということで行っております。あとは、ほかに奈良井宿等ありますけれども、それぞれ職員を配置して、センターは 6 人。あとは、その中にテナントとしてあかい靴という喫茶店が 1 店入っています。

運営状況ですけれども、いろいろと商品の仕入れ等、ワインから、あとは一般の会員からの委託販売というのでも受入れをしております。主に農産物、ブドウ等の果物等になりますけれども、そういったものを販売しております。

○**赤羽誠治委員** ざっくりと収支の状況というか、その辺の傾向はどうなのかということ。併せて、これはたしか市の条例で開店・閉店の時間を決めてあったと思うのですが、それが何時になっているのかということと、せっかく観光協会がこうやって一体的に管理して運営できるということでありまして、協会が自立していくきっかけづくりにも寄与できるということで、時間の延長だとか、それから、もう少し販売品目、扱っているものの拡大だとか、そういったものの考え方はどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○**観光課長** 観光センターの販売の関係の部分になりますけれども、売上げですが、令和 4 年度につきましては 2,146 万 4,000 円余でした。内容につきましては、地場産品ということで木曾漆器、農産加工物、また酒類、ワイン、日本酒、あとは菓子類、オリジナルグッズということになっております。

時間につきましては、10 時から 6 時までということで行っております。

○**赤羽誠治委員** 例えば、冬はいいかもしれない。夏は 7 時過ぎまで明るいとか、そういうことがあるので、季節によって閉店時間、7 時とか 7 時半というフレキシブルな形でやって、結構観光で訪れる人もいるでしょうし、そういう方法が取れないものなのかということと、併せて、販売とかいろいろなそういう品目の拡大についての考え方はどうかということをお聞きしたいと思います。

○**産業振興事業部長** 赤羽委員おっしゃるとおり、特に夏場においては、もう少し遅い時間までやってくれたらという声を、直接私どもも、先ほどの core 塩尻に関係する企業たちからも聞いております。その辺のところは、先ほど委員おっしゃったとおり、条例で定められている点がありますので、観光協会のほうと検討して、い

きなり通年というよりは、日が長いときはできるような形にしていきたいと思っていますし、それに伴いまして、まだまだ商品等を拡大して、売上げを伸ばせる余地はあるかと私どもも考えてはいます。いずれにしても、観光協会のほうと認識合わせをしっかりと、今言ったようなこと、延長時間の検討と品目の充実というところは、前向きにやっていきたいと考えております。

○赤羽誠治委員 分かりました。観光協会の自立の一步でもあるし、せっかく塩尻駅前のいい立地条件を生かして、観光PRも含めて、製品のPRも含めて、いろいろなそういった効果が見込めると思いますので、その辺のところはうまく弾力的に運営をしていただいて。

実は私のところにも問合せがあったのです。塩尻でいろいろなところのワインが欲しいけれど、どこにあるのか。この辺で買うといえば、観光センターしかないのです。地場産センターもありますけれども、市内で扱っているのは観光センター、行ったら閉まっていたと。何時に行ったらと聞いたら、6時少し過ぎに行ったというのですけれども。もう少しやってもらえれば、いろいろなお客さんが増えるのではないかと思いますので、その辺ぜひ考えていただいて、弾力的な運営をしてもらえればと思います。要望です。

○観光課長 利用時間としては、9時から19時までとなっておりますが、いずれにしても、販売等、営業の関係、その準備がありますので、実際の販売の時間はその中の時間で行っております。また、今月、観光協会の理事会等もありますので、そういった中で意見を伝えるなりして、今後の運営について検討してまいりたいと思います。

○委員長 よろしいですか。

○赤羽誠治委員 職員の労働強化にならないような感じでうまく回せばいいと思いますので、残業してまでやれという、そういう話ではありませんので、その辺のところは理解していただきながら、やっていただければと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○石井勉委員 お願いいたします。資料の203から205ページ、観光振興事業と広域観光推進事業に関わるところで、松本空港利用促進の話をお聞きいたしまして、説明資料のほうでも成果が出ているということで御報告があります。松本空港は、塩尻市と松本市にまたがっている空港ということ、あと、近隣でいうと安曇野市への交通手段ということになってくるのでしょうかけれども、近隣自治体と共同で行ってきていることはどういったことがありますか。

○観光課長 近隣で行っている事業、主なイベントとしましては、就航先への観光キャンペーンでありますとか、向こうから来る関係のもの、またこちらから行く相互の協議会、自治体との共同での観光キャンペーン等を行っております。あとは、冬期間、利用が少なくなる期間への利用助成というようなことも行っております。

○石井勉委員 ありがとうございます。松本空港という大きな交通インフラ、特に陸の移動手段が、どうしてもほかに比べると、地域性から見ても乏しい部分を感じるエリアですので、空港を活用したいという話はもちろん以前からもあるのでしょうかけれども、人流回復で、これからもまた様々な要望やアイデアが出てくると思います。そういったときに、塩尻としてはどういった対応をしていくのか、お考えがあればお聞かせください。

○観光課長 塩尻の意見を協議会の中で発言して、その中で協議会としていろいろなイベントを検討していくというようなことになろうかと思いますけれども、協議会以外の部分では、今、シェアサイクルの事業も開始しましたので、その辺のところもつなげながら、線で場所をつなぐような、そういった取組を考えております。

○石井勉委員 ありがとうございます。近隣の自治体の様子を見てみても、非常に世界レベルと言いますか、大勢の方に御覧いただきたいイベント、地域財産、資源も持っておりますので、しっかり活用していく。これからはそういったコロナ前よりもまだ期待値の高い人の動きが期待できると思いますし、松本市方面のお話をお聞きしますと、松本空港をどうやって使っていくのかというようなアイデアを募集している企画も聞いております。ぜひそういったものと連携しながら、もし本当に国際化ということになると、空港だけでなく、周辺の交通網も整備していく、そんな話も出てくるかと思っておりますので、少し先の想定もしながら、この財産をどう活用していくのか、この機会にお考えいただければと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

なければ、5目観光費までの質疑を終了してよろしいですか。では、ここまでの質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩を取りたいと思います。14時10分再開でお願いします。

午後1時59分 休憩

---

午後2時08分 再開

○委員長 若干早いですが、休憩を解いて再開をいたします。

次に、8款土木費の審査を行います。1項1目土木総務費、206ページから3項1目河川費、217ページまでの説明を求めます。

○建設課長 それでは、決算書206ページからの8款土木費をお願いいたします。8款土木費1項土木管理費1目土木総務費につきましては、209ページ、備考欄1つ目の白丸、統合型GIS共用空間データ作成事業7,400万円余につきましては、決算説明資料の74ページを併せて御覧ください。支出の大きなものとしたしましては、3つ目の黒ボツ、道路台帳図等電子化業務委託料になりますが、これまで本市では紙ベースで管理してまいりました道路台帳関係の図面の電子化を令和3年度からの債務負担により作業を進めてまいりました。

続きまして、2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費、2つ目の白丸、道路橋梁事業諸経費540万円余につきましては、決算書の備考欄下から2つ目のボツ、県単道路事業等負担金が主な支出となります。令和4年度につきましては、県単事業といたしまして、奈良井地区と塩尻町の急傾斜地崩落対策事業に対し負担金を支払ったほか、県道塩尻停車場線、大門八番町、銀座通りになりますけれども、こちらの無電柱化に伴う舗装工事に対し負担金を支払いました。

続きまして、2目道路維持費、1つ目の白丸、道路等維持事業3億2,000万円余につきましては、こちらも決算説明資料を御覧ください。道路維持費として、側溝整備や縁石補修など維持改良工事を24か所、維持応急工事を94か所、舗装改良工事40か所を、地元要望を中心に市内各地で実施いたしました。また、決算説明資料のその下にある道路等維持事業のソフト事業につきましては、道路施設の清掃委託、街路樹の剪定、道路パトロールなどの市道維持補修作業をシルバー人材センターや専門の業者に委託してまいりました。決算説明資料、その下の道路等維持事業のうち排水路整備につきましては、市内30か所で地元要望に基づき、側溝等の整備を実施いたしました。

続きまして、決算書211ページ、下の白丸、除雪対策事業1億6,000万円余につきましては、こちらも決算説明資料の75ページを併せて御覧ください。除雪作業委託及び凍結防止剤散布作業委託として、市道の280路線、約25キロを36業者で除雪作業を実施したほか、147路線、約15キロを27の業者で凍結防止剤の散布作業を実

施したものです。その下の黒ボツにつきましては、除雪協力助成金ですが、こちらは市が除雪作業を行う以外の路線です。各区が機械を用い、除雪した場合、助成金を交付する本市独自の制度ですが、令和4年度につきましては、市内約52区で助成金の申請をいただきまして、市道の除雪に協力いただいているところです。なお、除雪関連の説明は以上になりますが、除雪関連の財源の一部につきましては、国の交付金を活用しております。

続きまして、決算書213ページ、3目道路新設改良費、1つ目の白丸、幹線道路整備事業6,400万円余につきましては、決算説明資料を御覧いただきまして、(仮称) 齒科大東交差点ですが、昨今、信号機が設置されたときに総合体育館北交差点という名称になっておりますが、この交差点の工事や、宗賀中央保育園国道線の新設工事、また、塩尻町交差点の用地の取得などを実施したものです。なお、この事業の財源につきましては、国の交付金を活用し、補助率は事業により10分の5から10分の5.5となっております。

続きまして、次の白丸、生活道路整備事業1億3,000万円余につきましては、こちらも決算説明資料を御覧いただきたいと思いますが、道路改良工事として、地元要望による生活道路拡幅など、市内17か所の整備を実施したものです。特に事業費の大きなものとしたしましては、下西条からみどり湖駅へ向かう国鉄側道線などの拡幅改良工事を実施したものです。

続きまして、次の白丸、歩道整備事業2,000万円余につきましては、決算説明資料76ページにもありますけれども、広丘郷原に郷福寺というお寺があります。こちらの南側市道、市道名では桔梗ヶ原郷原線になりますけれども、こちらの拡幅改良に向け、測量設計ですとか用地取得を実施したものです。なお、この事業の財源につきましては、国の交付金を活用し、補助率は10分の5.5となっております。

決算書213ページ、次の白丸、道路施設長寿命化改修事業2億4,000万円余につきましては、こちらも決算説明資料を御覧ください。取組内容の白丸、業務委託としてトンネル定期点検や橋梁の定期点検を実施したほか、次の白丸、工事委託といたしまして、日出塩跨線橋の補修工事をJRへ委託したもののほか、次の白丸、工事として道路施設の長寿命化計画に基づきまして、アルプスグリーン道路ですとか東山山麓線など、市内幹線道路の舗装改良工事を実施したものです。なお、この事業の財源につきましても、国の交付金を活用し、補助率は事業により10分の5から10分の5.5となっております。

続きまして、決算書215ページ、1つ目の白丸、幹線道路整備事業の繰越分8,800万円余につきましては、用地取得としまして、先ほど説明いたしました齒科大東の交差点と塩尻町の道路用地を取得したのなどです。

続きまして、2つ下の白丸、歩道整備事業の繰越分1,300万円余につきましては、測量設計調査委託として齒科大東の交差点から、今後、北側へ延伸する道路、広丘保育園南北線ほかの用地測量を昨年度実施していましたが、現地が公図と一致をしていない公図混乱地域であったため、不測の日数が生じ、繰越事業となったものです。

続きまして、4目交通安全施設費をお願いいたします。こちら、決算説明資料にもつけてありますけれども、備考欄の1つ目の白丸、交通安全施設整備事業5,200万円余につきましては、決算説明資料にありますとおり、交通安全施設設置工事として、地元要望により上がってきた箇所のカーブミラーですとか、ガードレール、外側線設置などの安全施設工事を実施したほか、通学路安全対策工事として交差点のカラー舗装ですとかグリーンベルトなど、市内小中学校からの要望に対しまして安全対策工事を実施いたしました。なお、昨年度、少し事業費が大きくなっておりますが、こちらにつきましては、桜沢バイパスの開通に伴いまして、市道に払い下げられた旧国道の安全対策工事を実施したものが原因となっております。また、こちらの財源、通学路安全対策工事につ

きましては、国の交付金を活用し、補助率は10分の5.5となっております。

続きまして、3項河川費1目河川維持費、決算書、備考欄2つ目の白丸、河川改修事業310万円余、3つ目の白丸、河川維持諸経費140万円余につきましては、市が管理する普通河川の護岸補修ですとか、土砂の撤去、河川内に繁茂している樹木の伐採などを実施したものです。以上が、3項河川費までの説明となります。

○**委員長** 以上の範囲で質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**平間正治委員** 決算書211ページ、下の舗装改良工事のところに該当するのかどうか分かりませんが、工事請負費等明細を見せていただくと、工事内容等が異なるのに同額で落札されているというものが非常に多いのです。例えば36、37ページで、これは全部舗装工事で全部129万8,000円。左のページの上から4つ、それと下から2つ目のもの、それと右のページの中ほどに舗装工129万8,000円。その下には、これは道路改良になって129万8,000円ですけれども、工事内容は違うと思うのですが、同じ舗装工で、面積も違って工事場所も違うわけですから、当然請負額が変わってくるのかと思うのですが、全部129万8,000円と。これは、少し不可思議に思うのですが、理由について御説明ください。

○**建設課長** ただいまの御質問ですが、舗装改良工事に関わるそれぞれの費用です。舗装改良工事の場合は、まず、面積とそれぞれ価格が比例しないというところにつきましては、舗装改良工事の場合は路盤まで入れ替える、もともと路盤が入っていない路線については、40センチぐらい掘削して路盤を入れ替えています。そうではなくて、路盤は入っているけれど、単に舗装が経年劣化で壊れた場合には舗装だけをやっているというような形で、金額と面積が比例しないものがあります。それともう1つ、この舗装改良工事につきましては、今回の質問にもありましたけれど、なるべく市内業者を優遇するというので、ある程度、振り分けの際に市内業者が参加できる金額に合わせて、それぞれ除雪路線をやっているところをメインに見積りを徴取してやっているところなどもありまして、そういった面で、ある程度、金額が小さめの舗装が数多くなってしまうという部分はあります。

○**平間正治委員** 申し上げにくいのですが、今の説明を聞くと、余計不可思議になってきて、路盤工は、やってもやらなくても、面積が違っていても合っても、金額は同じというのは理解しにくいのです。また、市内業者に出して、こういう130万円程度の工事ですから、広く行き渡るということについては異論があるわけではないですけれども、逆に、今の話を聞くと、割り振っているようにも取れる説明なのですが、どうしても、その辺が理解しにくいのですが、たまたまこうなったということなのですか。

○**建設課長** 説明が不足しているところもありまして、舗装改良工事、先ほど言ったように、路盤を入れるのと入れないのでは大分金額が変わってきます。路盤を入れない、例えば、36ページの上から2段目の1番目、2番目は、300平米ほどやって129万8,000円という舗装になる。その下の市道みどり湖線については、121平米にも関わらず129万8,000円というような価格の差のことをおっしゃっていると思います。ですので、この121平米に関しましては、40センチほど路盤を入れ替えて舗装を施工している。その上の2つについては、単に舗装だけを取って、舗装を打ち替えているというところで価格の差が出ています。

○**平間正治委員** なかなかはっきり積算がびったり行くのかどうかというのは難しい部分があって、多分たまたまこうなったのだらうと思いますけれども、今年だけではなくて、そういうのが以前から多いのです。一般の市民の皆さんが見て、疑問を抱くところもあろうかと思えます。ただ、適正に工事費を設計して、競争入札をやったらこういう額になったということであれば、それ以上、探究するわけにもいかないのですが、少し不可思議に思う部分もあるし、思っている市民の皆さんもいるということだけは、申し上げておきたいと思えます。



○委員長 質問はよろしいですか。ほかにありませんか。

○中村努委員 213 ページの一番上の段の除雪協力助成金ですけれども、これは、区が自分たちで発注したところの費用を助成するという内容だと思うのですが、助成の率とかはあるのですか。

○建設課長 区が行っていただく助成金の関係につきましては、区で行う機械のサイズ、バックホーを用いれば、当然、多少高い金額でありますし、家庭用の除雪機で歩道等をかいていただいた場合には、それよりも落ちる金額ということで、機械の種類、大きさで単価を決めております。

○中村努委員 それは、個人にやっていただいたのを換算してお支払いしているということで、区なりが直接業者に依頼した金額ということではないということですか。

○建設課長 はい。それぞれ各区でやり方が異なるのですけれども、市内にそういった建設業者がいる場合には、区が直接業者に頼む場合もありますし、そうではなくて、地元の方が、たまたま建築業等やっていて、機械を持っていて除雪に協力いただいたというような、パターンは幾つかあります。それに際して、個々に除雪の請求をいただいても、建設課で把握できない部分もありますので、必ず区長を通して市へ申請いただいて、間違いのないような助成金の交付をしているところです。

○中村努委員 そうすると、区長が業者に依頼した場合も、先ほどの機械の種類とかによって、それはどうやって判断するのでしょうか。

○建設課長 まず、市が支払う除雪費用ですけれども、メインでやっている市が、私どもがお願いしている 36 業者への除雪の費用というのは、あらかじめ路線を決めております。その中をやっている場合には、区を介さず市が直接業者とやりとりする。そうでない市道につきましては、区長の依頼等でやってもらった分に関して助成金をお支払いしていますので、区長の手腕の範ちゅうといえますか、必要に応じて、地域でどこの除雪が必要なのかというところを見る中で、日報等を提出いただいておりますので、それに基づいて支払いをさせていただいております。

○中村努委員 個人でやっていただいた方にお支払いをするのはそういうやり方でいいと思うのですけれども、区長が業者に出した場合、その額になるとは限らないです。それは、どうやって決めているのですか。

○建設課長 いずれにしても、市のできる除雪路線というのは限界がありますので、単価については機械のサイズ一律です。個人の方がやっても、業者の方がやっても、機械のサイズと時間で、一律で区に交付しておりますので、場合によっては、大きな機械で市の除雪単価より安い場合も多少あるかと思うのですけれども、そういったところは市内の業者の地域貢献というような形で御協力をいただいているところです。

○中村努委員 よく狭い道路に面したお宅に行くと、誰も除雪してくれないという声をよく聞いて、区でこういう形でやっていただければ、市からお金が出ますというお話をしているのですが、これも 52 件ということで、本当にそういう制度というのが周知されているのかという気がして。私、地元で常会長をやっているときも、その路線を地図に落として区長が出してくれたのですけれども、常会によって、こっちはやっているけれど、こっちは指定されていないというところがままあって、知っている人と知らない人で大分違いがあるような気がするのですが、その辺の周知というか、そういうのはよくできているのでしょうか。

○建設課長 感覚的なものでいけば、以前より大分、この助成金の活用は増えております。建設課で周知のために取り組んでいる部分ですけれども、1 つは、除雪シーズン前に広報等に載せて、そういった制度があるという広報をしています。それと、テレビ松本の市内のチャンネルといいますか、そういったところでも広報をしてお

りますし、シーズン前には全区長に通知を出して、助成金を活用する場合は、路線等を見て、あらかじめ市へ申請してほしいと周知をしているところです。

○中村努委員 そうすると、確認になるのですが、我々が、よく市民から直接そういった依頼があったときに、それは区長にお願いをしてもらってくださいというお答えをすればいいわけですか。

○建設課長 はい。一旦、区長に相談していただければ、私どもと区長が、市が助成費用を出して除雪することが妥当かどうか確認させていただきますので、基本的には、まず区長に確認していただければ間違いないと思います。

○委員長 ほかにありますか。

○山崎油美子委員 215 ページの交通安全施設設備事業なのですが、交通安全施設と通学路対策は、地元要望と通学路合同点検を踏まえた上でということなのですが、通学路に関してなのですけれども、この安全対策費の予算の中の、かなりウエートを占めるというのはカラー塗装でしょうか。カラー塗装は、何パーセントこの予算の中で使われているか教えていただければと思います。

○建設課長 カラー塗装の昨年度の実績に関しては、確認させていただきますけれども、当然、年度で実績値は異なります。大分カラー舗装は浸透してきまして、以前からやっていた部分もあります。最近は、その塗り直し等も含めてやっておりますけれども、今手元に、すぐ何パーセントという数字がありませんので、後ほど回答させていただきます。

○山崎油美子委員 これは要望なのですけれども、カラー塗装、前に3月だったか、通学路の安全対策で一般質問をさせてもらったときに、グリーン塗装というのは、カラー塗装はデメリットとメリットがありますという話をさせていただいたと思うのです。

安全対策の通学路の点検のときに、ぜひ地元の方に説明をしてほしいのが、グリーンベルトは通学に対して、歩行に対して、そのベルトを歩いていきなさいというものです。それが放課後、自転車に乗るときは、このグリーンベルトはほとんど全部路側帯なので、左側通行になるのです。子どもはグリーンベルトにずっと慣れているので、自転車もグリーンベルトで乗っているお子さんが多くて、見かけると左側通行だというように注意するのですけれども、そんなところも、通学路の安全対策のときは、デメリットもこういうことがあるということも、ぜひ伝えてほしいということも要望したいと思います。

自転車の事故というのは、路側帯でかなり起きていますので、教育では、きっと市の指導員もお話はしてくださっていると思うのですけれども、ぜひ大人の方にも、その辺説明をしながら、要望を聞いてほしいということをお願いしておきます。

それともう1つ、続けていいですか。カーブミラーなのですけれども、私、随分前に市でお世話になったときに、冬、凍結して曇ってしまうカーブミラーが多かったのですが、今のカーブミラーは、その辺は大丈夫なのですか。

○建設課長 カーブミラーにつきましては、以前は、今でいう霜がつかないというようなものは、なかなか値段が高くて、一般的なものを利用していたのですが、結局、つけても霜で見えないという場所が多いので、2年ほど前から、つける際、交換の際は、必ず防霜といいますが、霜がつかないようなミラーを活用しているところです。

○山崎油美子委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

なければ、3項河川費までの質疑を終了いたします。

次に、4項1目都市計画総務費、216ページから5項2目建築指導費、227ページまでの説明を求めます。

○都市計画課長 私からは、8款土木費のうち4項都市計画費に係る御説明をさせていただきます。決算書につきましては、216、217ページから、決算説明資料につきましては、77ページからとなりますので、お願いいたします。

まず、1目都市計画総務費、2つ目の白丸、都市計画総務事務諸経費2,640万円余につきましては、都市計画課の全体の事務諸経費です。主な内容といたしましては、都市計画審議会等を3回開催し、都市計画道路、広丘東通線及び高原通線の変更について御審議をいただき、それぞれ都市計画決定をいただきました。また、都市計画マスタープラン等の改定につきましては、見直し方針や全体構想案について御協議をいただきました。備考欄中段の黒ポツ、都市計画マスタープラン等策定業務委託料につきましては、都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の見直しに係る業務を令和4年度と令和5年度の2か年にわたって業務委託するものでして、令和4年度は、都市計画基礎調査と都市計画マスタープランの全体構想の案の策定を行いました。なお、この立地適正化計画の見直しに係る財源につきましては、集約都市形成支援事業補助金、補助率2分の1と、県からの補助金の都市計画基礎調査委託金237万7,000円となっています。

218、219ページ、最初の白丸、都市緑化推進事業324万円余につきましては、市内の0.3ヘクタール以上の開発行為等で整備され、市に帰属されました141か所の開発緑地の維持管理に係った経費及び塩尻市みどりのまちづくり事業助成要綱に基づきまして、出生記念樹・新築記念樹等の苗木の交付を行った経費です。

次に、2目公園管理費、1つ目の白丸、公園等管理諸経費6,470万円余につきましては、市内都市公園33か所と檜川地区公園5か所の維持管理を行った経費です。内容につきましては、小坂田公園の有料施設の管理を初め、各公園の草刈りや樹木の伐採、剪定等の業務を、シルバー人材センター等に委託したものです。なお、小坂田公園につきましては、本年度、令和5年度より指定管理者による管理を行っています。220、221ページ、上から4番目の黒ポツ、撤去補償費につきましては、小坂田公園内に株式会社信州芽吹堂が設置しました飲食物販店の建築工事に当たりまして基礎工事を実施したところ、コンクリート塊の埋設により工事に支障を来したことから、飲食店等の設置に係る基本協定書の規定に基づきまして、埋設物の撤去用費用相当額を市が負担したものです。なお、この公園等管理諸経費の財源につきましては、公園関係の使用料等の収入に基づきまして、小坂田公園有料施設等の使用料、自動販売機の設置料等として、合わせて843万円余となっています。

2つ目の白丸、小坂田公園再整備事業1億6,400万円余及びその下の白丸、小坂田公園再整備事業（繰越）4億100万円余につきましては、決算説明資料77ページを併せて御覧いただきたいと思っております。再整備計画に基づきまして、サッカー場の芝生の植付け及び人工芝の敷設工事、子ども広場の遊具及び休憩施設の整備工事、管理棟の改修工事等の18工事と建築工事の工事監理及び天然芝の育成管理を業務委託したものです。一番下の黒ポツ、特定公園施設整備工事負担金389万円につきましては、株式会社信州芽吹堂が整備いたします飲食物販施設のテラス部分の工事費の一部を負担したものです。なお、本事業の財源につきましては、社会資本整備総合交付金、補助率2分の1及び公共事業等債となっています。

次に、3目都市計画道路費、白丸、都市計画道路整備事業3,170万円余及びその下の白丸、都市計画道路整備事業（繰越）3億3,690万円余につきましては、決算説明資料77ページも御覧いただきたいと思っております。野村桔

梗ヶ原土地区画整理地内の広丘東通線及び高原通線の新設につきまして、区画整理組合と工事負担金の協定を締結し、工事負担金及び公共施設管理者負担金を負担したものです。また、区画整理地の外にありますけれども、広丘東通線の高出野村地区の測量設計補償調査及び吉田地区の測量補償調査を実施したものです。なお、高原通線への市道取付工事請負費 435 万 2,000 円と組合への工事負担金及び公共施設管理者負担金の計 1 億 2,398 万 8,000 円につきましては、令和 5 年度に繰越しをしています。なお、本事業の財源につきましては、社会資本整備総合交付金、補助率 2 分の 1 及び公共事業等債となっています。

次に、4 目駅施設維持費、白丸、駅舎等維持管理諸経費 1,520 万円余は、広丘駅の自由通路の維持管理及び塩尻駅及び広丘駅のエレベーターの維持管理を行った経費です。

222、223 ページ、5 目区画整理事業費、1 つ目の白丸、塩尻駅北土地区画整理事業 1,820 万円余及び 2 つ下の白丸、塩尻駅土地区画整理事業（繰越）3,300 万円は、2 か所の区画整理地内にあります 2 か所の街区公園の工事を実施したものです。

同じ 5 目の中の上から 2 つ目の白丸、野村桔梗ヶ原土地区画整理事業 462 万円につきましては、決算説明資料の 77 ページにありますとおり、組合が実施しています区画整理事業に対しまして、法律に基づき、事業に対する技術支援援助を行い、事業推進に努めたところです。また、測量設計調査委託料につきましては、街区公園 2 か所の実施設計を業務委託したものです。

2 つ下の白丸、野村桔梗ヶ原土地区画整理事業（繰越）6,880 万円は、区画整理事業の助成要綱に基づきまして、幹線道路の築造費及び舗装工事費等につきまして費用の一部を組合へ助成したものです。

次に、6 目市街地活性化事業費、1 つ目の白丸、ウイングロード管理事業 8,775 万円余につきましては、市が建物の約 75%を所有していますウイングロードビルの管理運営を行った経費でありまして、ビルの運営調整及び建物の専有部分及び共有部分の維持管理等につきまして、塩尻市振興公社に委託したものです。

次の白丸、広丘駅東口駐車場事業 400 万円余につきましては、広丘駅東口に設置してありますパークアンドライド駐車場の維持管理費です。こちらの駐車場の使用料収入につきましては、令和 4 年度は 752 万 3,000 円余となっています。なお、利用状況につきましては、令和 3 年度対比ですけれども、利用台数で 8%、使用料で 11%の増加となっている状況です。

次に、7 目交通安全対策費、白丸、交通安全対策事業諸経費 1,020 万円余につきましては、塩尻市交通安全実施計画に基づき、市民の交通安全教育及び市内の交通環境対策を行った経費であります。主な内容としましては、一番下の黒ポツ、高齢者運転免許証自主返納支援事業負担金に係ります令和 4 年度の申請件数につきましては、143 件の申請があったところです。また令和 4 年度の市内の事故状況につきましては、発生件数は前年より減少しておりまして、高齢者が関連する事故も減少しているという状況になっております。

次に、8 目輸送対策費、1 つ目の白丸、輸送対策事業 1 億 6,100 万円余につきましては、決算説明資料の 78 ページにありますとおり、市民生活に必要な移動手段の確保と地域振興を目的に、市が地域振興バスすてっぷくん 9 路線と、オンデマンドバスのるーと塩尻を運行した経費です。なお、委託先につきましては、すてっぷくんの檜川線を除く 8 路線と、のるーと塩尻につきましてはアルピコタクシー株式会社に、すてっぷくんの檜川線につきましては大新東株式会社に、それぞれ運行を委託したものです。なお、地域振興バスの運賃収入と回数券売上金につきましては、合わせまして 470 万円余となっている状況です。決算書 224、225 ページ、ページの中ほどの黒ポツ、オンデマンドバス実証実験負担金 1,950 万円につきましては、昨年 10 月から振興バスの塩尻東線及び

みどり湖東山線の運行エリアにおきまして、塩尻市振興公社と連携し、のり一の実証運行に係った経費です。結果としまして、利用者からのり一への転換同意が得られたことから、本年4月からは中心市街地循環線エリアと併せまして本格運行を開始したところです。本事業の財源につきましては、地方創生推進交付金、補助率2分の1となっています。

次に、9目下水道事業会計繰出金、白丸、下水道事業会計繰出金8億6,000万円余につきましては、総務省基準により、一般会計から下水道事業会計へ繰り出しを行ったものです。4項都市計画費の説明は以上です。

**○建築住宅課長** 私からは、224、225ページの5項住宅費について御説明いたします。1目住宅企画費、2つ目の白丸、住宅事務諸経費315万円余につきましては、市内の市営住宅等18団地99棟555戸の管理運営事務に係る費用で、住宅管理用パソコン等の使用料、また明渡し及び家賃等請求訴訟と強制執行に係る費用として弁護士委託料及び裁判所への予納金などを支出したものです。財源につきましては、市営住宅等の使用料です。

226、227ページ、1つ目の白丸、市営住宅管理維持補修費6,789万円余につきましては、市内の市営住宅等の管理維持補修に係る費用で、長野県住宅供給公社への令和4年度分の指定管理料及び管理代行料並びに建物維持補修に係る委託料、また、公営住宅長寿命化計画に基づく吉田団地E棟の屋根・外壁の防水及び塗装工事並びに市営住宅等の用途廃止に伴う移転補償費等を支出したものです。財源につきましては、市営住宅等の委託料、長寿命化計画に基づく工事につきましては、社会資本整備総合交付金、補助率は2分の1を活用しております。

次の白丸、空き家対策事業4,041万円余につきましては、市内に点在する空き家について、塩尻市空き家等の適正な管理に関する条例等に基づきまして行う空き家の適正管理と利活用推進に係る費用を支出したものです。令和3年度末に3件であった特定空き家につきましては、年度途中で4件となったものの、認定解除に向けた助言指導勧告等によりまして、2件が必要な措置を講じたため、令和4年度末の特定空き家は2件となりました。空き家の利活用促進に関する事業につきましては、株式会社しおじり街元気カンパニーに業務を委託し、空き家コーディネーターを設置して、空き家バンクの運営、空き家に対するワンストップ窓口の設置、優良物件の発掘、移住定住促進に係る空き家補助金の相談受付業務などを行い、空き家バンクの年度内における新規登録件数は40件、成約件数は37件となっております。また、住宅ストック活用事業補助金、いわゆる空き家補助金につきましては、整備11件、改修17件、解体23件、合わせて51件の事業補助を行いました。また、空き家対策推進のための啓発事業として塩尻市空き家ハンドブックの作成、各地区公民館とのタイアップによる公民館学級を5地区で実施いたしました。この財源につきましては、住宅ストック活用事業補助金について、社会資本整備総合交付金、補助率は2分の1を活用しております。

続きまして、2目建築指導費、1つ目の白丸、建築確認等事務諸経費158万円余につきましては、主に建築基準法に基づく限定特定行政庁として、建築確認申請の審査・検査及び長期優良住宅の認定審査等の事務のための事務諸経費です。財源につきましては、建築確認手数料等です。

2つ目の白丸、耐震対策事業1,328万円余につきましては、昭和56年5月以前に建築された木造住宅43件の耐震診断業務委託や住宅の耐震改修10件及びブロック塀等の撤去工事7件の補助を行ったものです。財源につきましては、社会資本整備総合交付金で補助率は2分の1、また、県の住宅建築物耐震改修促進事業補助金、補助率は4分の1を活用しております。

3つ目の白丸、県産木材住宅普及促進事業1,780万円につきましては、地域資源である県産木材の利活用及び居住環境の向上を図るため、県産木材を活用して行う住宅の新築工事12件及び耐震補強工事に併せて行う改修工

事3件の補助を行ったものです。財源につきましては、社会資本整備総合交付金で補助率は100分の45です。

以上で、8款土木費の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 御苦労さまでした。この範囲に係る質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 221 ページの小坂田公園の再整備事業になりますが、決算に出てくる事業だけのことではないのですけれども、今年の夏、子ども会で小坂田公園を活用させていただきまして感じた点があります。7月22日という、非常に暑い日にやったのですけれども、冷房があるのが今の管理棟です。それが今度、室内アスレチックになるということになると、真夏のときに過ごすのに、外に行っても木陰が一切ない。外でお弁当を広げたりと、そういうところが全くないような状況になります。実際、真夏にあそこに行ってみると、ミスがあってもちょうどいいぐらいの感覚の暑さでした。ですので、今後夏の利用のことも考えると、もう少し何か暑さ対策は考えたほうが良いと思いましたので、何かお考えがあればお聞かせください。

○都市計画課長 今、暑さ対策についての御意見を賜りました。本年度、令和5年度からは小坂田公園は指定管理者による管理を行っておりまして、そういった利用者の声は実はありまして、今、指定管理者で噴水のところと、上のぶどうの実ドームの手前のところに、テント型の日よけというのを指定管理者の運営費の中で御用意をいただいて対応しているところです。

今後につきましては、確かに、今、冷房があります管理棟の中に室内アスレチックを造ることになります。室内アスレチックの外側の展望テラスのところにつきましては、通常の一般の利用者の方も使えますので、そこで涼んでいただければと思っておりますし、また、今、指定管理者を中心に利用者アンケートを回収しています。そうした中で、避暑に関する御要望が増えてくるようであれば、そういった中で、また検討させていただきたいと考えています。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○小澤彰一委員 223 ページ、市の交通安全に関して、交通安全協会に対して負担金を200万円支出していますけれども、我々は、各支部、地域で安協に加盟し、そこで会費などを収めていたり、あるいは免許更新時に収めていますけれども、総会だとか、この会の運営について、なかなか知る機会がないのですけれども、これは総会等について出席しているのでしょうか。

○都市計画課長 こちらの交通安全協会の総会等の出席につきましては、近年はコロナ禍ということで開催が書面開催ということで出席はしていませんけれども、コロナ前につきましては、都市計画課長と、朝日村も同様に負担金を支出しておりまして、朝日村の課長と一緒にそちらの総会に出席しているという形になっています。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○小澤彰一委員 227 ページ、耐震対策で、通学路の安全性などで点検されていると思うのですけれども、まだブロック塀の中に鉄芯が入っていない、そういう危険なブロック塀というのは、どの程度あるのでしょうか。

○建築住宅課長 ブロック塀の中で、中に鉄筋等が入っていないということですが、一見しただけでは分かりませんので、お答えのしようがないのです。

○委員長 要は、把握をしていないということですか。

○建築住宅課長 しておりません。

○小澤彰一委員 空き家のことにこだわって申し訳ないのですけれども、空き家の、かなり老朽化した建物のところのブロック塀というのは、ほとんど入っていないと思われるのです。一見して分かるのですけれども、だか

ら、磁石などで検知するようなことで、やはり早く把握をして、撤去をするように持ち主に依頼するというようなことをされたほうがいいのかと。市が全部出すのではなくて、まず、持ち主の責任として撤去してもらおうと。86万円ですが、市で全部、撤去する費用を出したということですか。

○**建築住宅課長** これは所有者からの申請によりまして、補助金を出すということでやっているものです。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**中村努委員** 227 ページの市営住宅の管理の関係ですけれども、県の住宅供給公社に委託していると思いますが、もし分かったら教えていただきたいのですが、公社の中に宅建の資格を持った方はいるのでしょうか。

○**建築住宅課長** 今、正確には分かりませんので、確認をいたしましてお答えさせていただきます。

○**中村努委員** 時々、市営住宅の方からいろいろ苦情とか、そういうのがあって、直接、供給公社の方々とやりとりすると、不動産屋としては考えられないような対応というのも見かけるものですから、その辺、どうなっているのかということが気になったので、また教えてください。

○**委員長** 後ほどですか。

○**建築住宅課長** その辺のところ、詳しく教えていただきまして、また御連絡させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○**委員長** 後ほどということで。ほかにありますか。よろしいでしょうか。

○**建設課長** 先ほど山崎委員からありました、通学路安全対策事業 13 件のうち、舗装にどのぐらいの割合でされているかという質問です。工事件数 13 件のうち 4 件がカラー舗装、グリーンベルト等を含むカラー舗装となっております。パーセンテージ的には、箇所数でいくと 30.7%、金額的には、全体 899 万 5,930 円のうちのこれに関わるものは 442 万 4,200 円ですので、金額的には 49%ほどがカラー舗装に使われているところです。

○**山崎油美子委員** ありがとうございます。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

なければ、2 目建築指導費までの質疑を終了いたします。

それでは、9 款消防費の審査を行います。9 款 1 項 1 目常備消防費、228 ページから 1 項 4 目水防費、231 ページまでの説明を求めます。

○**危機管理課長** 9 款消防費 1 項 1 目常備消防費、最初の白丸、広域消防負担金につきましては、松本広域消防の運営に係る各種負担金でありまして、常備消防運営のための負担金のほか、高速救急業務、県消防防災ヘリコプターの運用、松本広域消防から本市への派遣職員 1 名分の人件費などに対します本市応分の負担金となっております。なお、高速救急業務に係る負担金の財源につきましては、中日本高速道路株式会社から本市に支払われた高速自動車道救急業務支弁金を充てております。

次に、2 目非常備消防費、決算書は 228 から 238 ページにかけてになりますが、備考欄 4 つ目の白丸、消防団諸経費につきまして、こちらは消防団の活動に要した経費であり、消防団員の報酬、災害出動等報酬、退職報償金といった人件費のほか、団員の活動服や装備品、消防団車両の維持管理費、また、消防基金への負担金、消防団に対する運営交付金などがあります。なお、消防団員退職報償金の財源につきましては、消防基金からの退職報償金を充てております。

次に、230、231 ページの中ほど、3 目消防施設費の白丸、消防施設整備費につきましては、決算説明資料 79 ページを併せて御覧いただきたいと思います。防火貯水槽や詰所などの修繕、消防団の積載車や小型ポンプの更

新、消火栓の新設更新など消防施設の整備に関するものになります。財源につきましては、積載車及び小型ポンプの更新に係る備品購入費及び防火貯水槽の設置には緊急防災・減災事業債を充てております。

次に、白丸の消防施設整備費（繰越）になりますが、こちらは消火栓新設改良負担金、宗賀地区の宅地分譲に伴う消火栓新設工事が、宅地開発の遅れのために前年度から繰越工事になったものになります。なお、こちらの財源につきましては、緊急防災・減災事業債を充てております。私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○**委員長** それでは、消防費に関する質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**赤羽誠治委員** 決算と関係ないかもしれませんが、先日、報道で知ったのですが、塩尻市は木曾広域も関係してきます。これは4款で聞けばよかったですのですが、4款で一次救急は木曾広域なのですが、この間、報道の中では、飯田のほうの上伊那、飯田市との広域連合に木曾広域が入ってという、ざっくりとした情報しか入っていませんでしたが、その場合に、例えば救急要請をしたような場合に、どういう形になって、いわゆる檜川の人たちに対してのサービスが行われるかということをつかいたら教えてください。

○**危機管理課長** 檜川地区の方の救急に関しましては、現在は木曾広域にお願いをされていて、119番にかけますと木曾広域につながって出るという形になっております。お話のものは、多分、木曾広域と飯田のほうのシステムを1つにするというお話がありまして、そちらの場合は、飯田のほうにつながって、木曾のほうへ出動命令が下って出るようになるというように理解をしております。

○**赤羽誠治委員** そんな報道があったのですが、心配するのは、なかなか小字というのか、地域名とかよく分からなくて、なかなか救急車が来ないとか、そういうことがあってはいけないので、その辺は、塩尻市は連携をしてできるかどうか。できるとするならば、きちんとしたそういう対応ができるような、そういう要請をしていただきたいと思います。いかがですか。

○**危機管理課長** 木曾広域のほうにお伺いしましたら、飯田のほうに木曾広域の職員が通信指令室に3名行って、確認をしておりますが、多分、常時1名は少なくとも通信指令室にいるような形で運用されると考えますので、そのあたりは、あとはGPSというか、どこからかけたというのも、通信指令の中で出るということですので、大きな問題にはならないかと考えております。

○**赤羽誠治委員** 今までよりも時間が遅くなるとか、そうならないような形でしっかりと対応していただければと思います。

○**委員長** 要望でよろしいですか。ほかにありますか。よろしいですか。

なければ、9款消防費の4目水防費までの質疑を終了いたします。

今までの中で、答弁が足りていない部分については、明日以降の答弁もあり得るということで、御了解いただきたいと思います。それ以外は、本日予定しておりました審査は全て終了いたしました。

今回は、来週の19日になります。10款の教育費から再開をするということですので、10時からありますが、よろしくお願いいたします。本日は大変お疲れさまでした。

午後3時11分 閉会



令和5年9月15日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長      篠原 敏宏      印